

総合資源エネルギー調査会総合部会 第5回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年6月12日（月）18：30～21：01

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第5回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員各位におかれては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、前回に続いて、オブザーバーの方々におかれましても、ご出席ありがとうございます。東京電力からは、今回も高津常務取締役お客様本部長にご出席いただいております。

では、以後、安念委員長に進行をお願い申し上げます。

2. 「公聴会」及び「国民の声」について

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

まず最初に、先週行われました公聴会、また、先週までに集まった国民の声の概要について、事務局からご説明をいただきたいと存じます。

○片岡電力市場整備課長

資料の3をごらんいただければと思います。「「公聴会」及び「国民の声」について」という紙と、その後に「公聴会における主な意見（東京会場）」と書いていますけれども、この後ろに埼玉会場もついていますので、具体的な意見が資料4でございます。

資料3でございますけれども、公聴会につきましては、5月14日から23日まで募集いたしましたところ、消費者団体あるいは中小企業団体、自治体など、300以上の団体に周知を依頼しました。陳述人の募集をいたしましたところ、15名の方から陳述の届けがあり、全員を陳述人として指定いたしております。結果、東京会場で10名、埼玉会場で5名でございます。

参考人につきましても、制度上、お呼びすることができるとなっております。有識者、あるいは、これまで政府に対し本件について要望書の提出があった団体を中心に約80団体にお声がけをしまして、15名に参加いただきました。これも、東京会場は10名、埼玉会場は5名でございます。

傍聴人は、東京で186名と、埼玉は78名でございました。

それから、今回、消費者庁・消費者委員会等の提言を受けまして、公聴会の運用改善を行ってございます。まず、陳述人による意見陳述の際には、中立的な第三者による議事進行を行っていただきました。東京会場においては山内先生に、それから、埼玉会場においては安念先生にお願いしております。それから、陳述人・参考人と経済産業省及び東京電力の間で質疑応答を行ってございます。

具体的な意見の概要ですけれども、詳細につきましては資料の4に書いてございますけれども、人件費につきましては、例えば、こういう状況にもかかわらずボーナスを支給するのはおかしいというようなこと、あるいは、高い企業年金や福利厚生の見直しを行うべき、管理職は削減して現場の給与は削減しないでほしいといったご意見、原子力につきましても、40年廃炉に沿って脱原発を前提とした上での値上げならば納得も得られるんじゃないか、あるいは、火力の燃料費増加は他の電力も同じなのに東電だけが値上げなのはおかしいのではないか、それから、燃料費については国家的に大きな視点で交渉に臨んでほしいでありますとか、福島第一発電所の安定化費用や賠償対応費用は原価に算入すべきでないといったご意見もございました。それから、規制部門の自由化ということでございまして、総括原価方式の見直し、それから、発送電分離等の新規参入事業者の競争の促進といったご意見もありました。それから、料金メニューにつきましても、夜間電力の値上げ幅が大きいのは納得できないというようなご意見、それから、その他としまして、消費者が意見を述べる場をさらに設けるべき、審査専門委員会の委員が直接に意見を聞くべきといったご意見もございました。それから、中小企業等につきましては、コストを転嫁できないために非常に厳しい経営になっているというご意見もございました。

また、国民の声でございますけれども、5月11日の申請日から、広くご意見を伺う観点から、ホームページ等におきまして声を募集しておりまして、合計で1,507件のご意見をいただいてございます。ざっと分類しますと、790件ぐらいが人件費に関する意見、それから、122件が規制部門の自由化・総括原価の見直しに関する意見、それから、100件程度が経営責任に関する意見等々でございます。

こうしたご意見を踏まえまして、この審査専門委員会、今回の資料からいただいたご意見については、公聴会も含めて書いてございますけれども、これはまた、まとめた形で整理をいたしまして、ご審議いただき、回答をきちんとつくって公表していくということを考えております。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

今、片岡課長からご紹介いただきましたように、私も公聴会の議事進行人というのを務めさせていただきます。山内先生にもお願いしたわけですが、大変立派な、非常に理路整然と冷静なご発言が多くて、感銘を受けたというか、大変教えられるところが多うございました。当委員会におきましても、そうしたご意見を十分反映させながら、今後の検討を進めてまいりたいと思います。

また、これもご紹介のあったところですが、公聴会におきまして、消費者が意見を述べる機会をさらに設けるべきであるとか、審査専門委員会の委員が直接ご意見を拝聴すべきであるといったような、そのような指摘もありました。本委員会でも既に毎回、阿南、矢野、両事務局長にご出席をいただいておりますが、さはさりながら、遠方の消費者団体の方々などに毎回お出ましをいただくということも難しいと思いますので、今後、本審査委員会において直接こうした消費者団体の方々のご意見を聞く場を設けてはいかがかと存じておりますので、またちょっと後ほどご相談をさせていただきます。

3. 電気料金審査専門委員会における指摘事項について

○安念委員長

次に、議題でございますが、本日の前半の議題といたしまして、これまでの委員会における指摘事項について東京電力さんからご説明をいただきますが、その前に事務局より、宿題となっている、どういう項目が宿題となっているのかの復習をいたします。

よろしく願いいたします。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

ちょっとすみません。

○安念委員長

ああ、どうぞ。はい、すみません、ごめんなさい。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

国民の声について、ちょっと。

○安念委員長

ああ、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

きょう、マイクなしで。

○安念委員長

ちょっとどこかマイクありません？ これは困っちゃったな。すみませんでした、どうも。

どうもよろしく。すみません、どうも。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

すみません、議事の途中で申しわけありません。

○安念委員長

いいえ、とんでもないです。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

国民の声について、主な意見が一応代表的に述べてありますが、値上げそのものに賛成であるとか反対であるとか、そのものの声の件数はとっていらっしやらないのでしょうか。

○片岡電力市場整備課長

すみません、ちょっとまだたくさんありまして、十分整理できていません。ざっと見たところ、賛成の意見というのはほとんど見当たらないということだと思いますけれども、これは後ほど整理したいと思います。

○安念委員長

よろしゅうございますか。

何でしたか、宿題の復習でした。

○片岡電力市場整備課長

すみません、資料の5をごらんください。表になってございまして、これまでの審査専門委員会における指摘事項ということで、ご指摘と、第何回目でいただいたご意見か、それから、その言っていたいただいた方のお名前が書いてございます。

それで、左側のほうに回答状況とありまして、これまで、例えば第2回とか第3回で東京電力さんから説明があって、特段のそれ以上の指摘なかったものについては一応白抜きで、そういうふうに書いています。今回、第5回ですけれども、今回説明いただく項目については網かけで、例えば1枚目であれば真ん中のあたりの、ホテルで泊まり込みの健康診断等々、カフェテリアプラン、こういった話ですね、これについては今回ご説明いただくと。それから、その下に調整中とございますけれども、これは若干、時間の関係あるいは準備の関係上、まだ間に合っていないという項目でございまして、これについては後ほど、今後この委員会で回答を得たいというふうを考えてございます。

ざっと申し上げますと、今回、人件費につきましては、前回、第4回でご議論ありました厚生費、一般厚生費の関係のテーマにつきまして、詳細をご説明いただきたいというふうを考えてございます。

それから、次のページでございまして、燃料費のところでございます、これも前回ご

議論ございました。下のほうでございますけれども、燃料費の調達でございます。若干、海外からの調達につきまして全日本の価格と比べまして高いというご説明がありましたけれども、その要因等について、より詳細にということで宿題をいただいております。

それから、基本的にはそれが今回の中心になりますけれども、それに比べまして、次のページでございますけれども、購入・販売電力料、これにつきましては、日本原電、東北電力との契約、例の発電所がとまっているけれども基本料金を払っているということについての契約はどうなっているかと、こういう指摘もございました。

それから、バックエンドの関係でございますけれども、日本原燃等における寄付金の話、それから、ちょっと表現がわかりづらかったということだと思っておりますけれども、輸送費のマイナス精算額、フォワードルッキングとの関係、こうしたご指摘。

それから、減価償却費の関係。これは今回のご議論でございますので、今回のテーマとしまして、減価償却費あるいは事業報酬、それからスマートメーター、こういったあたりも説明いただくことになってございます。

私からは以上です。

すみません、もしご指摘いただいたけれども入っていないとか、こういう趣旨じゃなかったとか、もしあれば、また随時いただければと思います。

○安念委員長

ということですので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、東京電力からご説明をお願いしたいと思います。毎回窮屈なことを申して恐縮ですが、10分程度でお願いできますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務

はい、承知いたしました。

まずは、本当に福島県の皆様を初め広く社会の皆様方に大変なご迷惑を今なおおかけしていることにつきまして、本当に申しわけなく、おわび申し上げる次第でございます。

2コマ目をごらんください。当社の一般厚生費の全体像でございます。金額の大きいものを中心に説明いたします。この太字で下線を引いた項目が10億円以上の施設でございます。

3コマ目をごらんください。カフェテリアプランでございます。社員が必要な福利厚生サービスを選べる選択メニュー方式の福利厚生制度をカフェテリアプランと言います。当社のメニューは記載のとおりでございます。右側に進みまして、21年度に運営委託先を変更し、1人当たり運営費単価を削減した水準で料金原価に織り込んでいます。また、年間付与ポイントを削減しまして、1人当たり費用補助を削減した水準で料金原価に織り込んでおります。

4 コマ目をごらんください。食堂と財産形成支援制度でございます。

左側の食堂のところは、支店・支社など183カ所に設置しておりまして、全体の運営は関係会社に委託しております。随意契約でございますが、過去、原価低減に向けたさまざまな取り組みを行っておりまして、実績として16%の削減を行ったところでございます。

右側の財産形成支援制度です。世間相場と比較して水準が高いとのご指摘をいただいたものについては、廃止・見直しを行っております。持ち家財形貯蓄制度は、現状、他企業と同程度の水準にあると考えてございます。

以上が金額の大きいものになりますが、5 コマ目に、その他の制度について、概要と他企業との比較をまとめてございます。

6 コマ目にお進みいただきまして、そのほかのご質問に対する回答をまとめてございます。なお、社宅使用料や家賃補助等の出典、これにつきましては事務局と共有させていただいているところでございます。

一般厚生費関係は以上でございます。

7 コマ目をごらんください。前回ご指摘いただきました燃料費抑制に向けた経営努力についてご説明いたします。上の枠内ですが、メリット・オーダーの徹底とかバリュー・チェーン全体を通じた取り組みなどをベースに、なお一層の効率化を図りまして、3 年間で追加的に、年間175億円のコスト削減を原価に織り込んでおります。この中身といたしましては、割高な石油の消費量を抑制するために、タンクとかバースの運用が難しい大型LNG船、これを工夫しまして、受け入れをふやすということで67億円削減することや、緊急設置電源の一部に当社からLNGを譲渡するなどの工夫で、軽油から都市ガスへの転換を図って48億円削減など、織り込んでございます。また、LNGの輸入代行料をおおむね8%引き下げたほか、工夫をしております。

8 コマ目をごらんください。火力燃料費削減に向けた当社の交渉戦略についてご説明いたします。我が国の——これ、従来に増しまして燃料のサプライ・チェーンにおける当社の強みを最大限に発揮してまいりたいと考えてございまして、枠内の①から③のような当社の強みがあると考えてございます。①は、当社の大規模な燃料所要量と安定的な燃料の引き取り。②多様な燃料を扱える基地、発電所の高い運用能力。③、これは上流事業への参画により培った豊富な新規案件などの情報力でございます。具体的には、例えば原価算定期間中、24年度に供給中の当社の長期契約LNGは1,800万トンございましたが、このうち800万トンが価格見直しを迎えますので、売り手市場ながらも、当社の抑制した合意目標価格、これになるように、強みを生かしながら取り組んでまいるということで原価に織り込んでございます。また、シェールガスなどを原料とする北米LNGを北米ガス価格リンクということで導入することを選択肢に入れることで、従来の

原油価格リンクによるLNG価格決定方式を切り崩したいと考えてございます。

9コマ目をごらんください。当社の燃料費と他電力との比較についてご説明いたします。各社の燃料調達については、有価証券報告書に記載されている石油・石炭の燃料費、これは消費ベースですが、使用量で除して比較した結果をグラフで示してございます。その結果、石油・石炭も、濃い黒の当社と他電力の燃料費、おおむね同水準であることがおわかりいただけるかと思えます。LNGにつきましては前回お示してございます。

10コマ目をごらんください。前回、石炭の価格の合理性については、例えば豪州のニューキャッスルの価格指標を参考にすれば、一定の検証ができるのではないかとのご指摘いただきましたので、その結果をご説明いたします。日本向けの豪州炭、一般的には前年度末ごろに翌年度1年分の契約を、年度を通じた固定価格で契約することが主流となっております。価格交渉の際の一つの指標がニューキャッスルIndexと言われるものでございます。当社の原価織込石炭のCIF価格、149ドル・パー・トンでございますが、23年度のニューキャッスルIndexは125から130ドル・パー・トン程度でありまして、豪州から日本の運賃市況はおおむね20から25ドル・パー・トン程度となっております。その結果、保険などを加えた日本着CIF価格、150ドル・パー・トン程度になるものと推定されます。当社の24年度の1月から3月の価格も同じ水準でありまして、適正な価格であることがおわかりいただけるかと思えます。あと、LNGにつきましても、石炭と同様、海外の供給者から直接調達をしております、中間業者等は存在してございません。

火力燃料費は以上でございます。

11コマ目をごらんください。購入・販売電力料でございます。これの削減に向けた具体的な取り組みでございますが、①の共同火力等の固定費削減交渉につきましては、当社は従来からコストダウン交渉を行ってきておりますが、安定供給を大前提に、修繕工事のさらなる厳選、一般経費の抑制等のコスト削減を要請してまいりたいと考えてございます。それから、③のIPPとの契約更改交渉につきましては、順次契約満了を迎えるIPPのうち、自社火力発電単価より割高な契約については、契約更改時に自社火力並みに引き下げよう努めてまいります。

12コマ目をごらんください。原子力発電に関する東北電力、日本原子力発電との契約内容についてご説明いたします。当社は、原子力発電所の長いライフサイクルを通しまして、電気を購入する権利を有するかわりに、必要な経費を負担しなければなりません。したがって、電力量がゼロであっても、電力量の有無にかかわらず発生する費用については負担するという契約になってございます。契約体系といたしましては、東北電力、日本原子力発電ともに、建設時に締結した基本となる契約、それと、毎年度契約更改しております受給契約の2本立てとなっております。まず、東北電力との間では、基本契約において、営業開始、運転開始から営業運転停止に

わたります受電権利枠の確保と料金算定の基本的な考え方を規定しております。また、受給契約では、長期契約の料金に対する電事法22条の卸供給料金算定規則に従いまして、必要と見込まれる原価を毎年度算定し、料金を設定してございます。日本原子力発電との間につきましても類似でございます。

13コマ目をごらんいただきたいと思います。原価算定期間中の3カ年において電力量がゼロである東北電力、日本原子力発電との間での、原子力発電の購入・販売契約におけるレートベースの扱いについてご説明いたします。まず、当社が東北電力及び日本原電から請求される購入料金の中に、卸供給料金算定規則に基づくレートベースによる事業報酬として24億円を見込んでおり、この金額を原価に織り込んでおります。同様に、当社が東北電力へ請求する販売料金の中に、同じ規則に基づくレートベースの事業報酬として5億円見込んでおります。これを原価に織り込んでございます。

14コマ目をごらんください。購入電力料における寄付金等の扱いでございます。購入料金の中に含まれる広告宣伝費や寄付金等については、相手事業者にも改めて確認いたしました結果、全13事業者合計で3.2億円となっております。それぞれの使い道等は記載のとおりでございます。

15コマ目をごらんいただきたいと思います。原子力の購入電力料における前回改定織り込みからの増加理由についてご説明いたします。発電電力量の減少による核燃料費の減少があるものの、安全対策、経年対策の費用が増加し、結果として、前回改定である1,000億円との比較で、約3億円増加の1,003億円となっております。主な増減理由としましては、下に記載してございます。

購入・販売電力料については以上でございます。

16コマ目をごらんください。原子力バックエンド費用でございます。まず、今回、原子力の発電電力量が前回改定時と比べて3分の1程度に減少しているにもかかわらず、日本原燃分の積立金が減少していないのはなぜかとのご質問でございましたが、本積立金はバックエンド積立金法という法律において、使用済み燃料発生量のうち、六ヶ所再処理工場で再処理される数量に見合った金額を積み立てることになっております。積立金の増減は、この数量の増減によるためでございます。それで、前回織り込み時には、発生する使用済み燃料の一部を六ヶ所再処理工場で再処理するという前提としました。今回は、福島第一の1から4の廃止等の影響によりまして、使用済み燃料発生量が減少すると想定されることなどを考慮いたしまして、発生する使用済み燃料全量を六ヶ所で再処理するというところで織り込んでございます。

17コマ目をごらんください。六ヶ所再処理工場への使用済み燃料の輸送費が前回織り込み時に比べて増加した理由でございますが、まず、原燃輸送との輸送契約における料金負担のルールか

らご説明いたします。上の枠内ですが、本契約の支払いは、輸送船の減価償却費など輸送の有無にかかわらず発生する固定料金と、輸送の実施に伴い発生する変動料金の2部料金制をとっておりまして、固定料金は電力10社の輸送量に基づいて分担しております。この各社分担の比率は、点線で囲ったところにございます算定式で算出いたします。つまり、前年度までの累積輸送量と当該年度の計画輸送量を合わせたものでありまして、この計画分が毎年実績で修正しながら変動するということとなります。

18コマ目をごらんください。具体的な算定結果の説明をいたします。上の枠内ですが、前回20年の織り込み時には、新潟県の中越沖地震の影響によりまして、前年度、つまり19年度の輸送量の大幅な減少がありまして163トンから33トンに、また、20年度の計画輸送量は131トンでございますので、これを反映しまして、当社分担比率を反映してございます。その結果、前回20年の織り込み時の算定では前年度に比べて大幅に当社分担比率は減少しましたが、今回織り込み時の算定では当社分担比率はおおむね一定に推移しておりまして、これが前回と今回との大きな差につながってございます。

19コマ目をごらんください。最後に、使用済み燃料再処理等費における日本原燃及び原燃輸送の寄付金等の取り扱いになります。日本原燃分の積立金には、事業運営に必要な費用として、一般的に認められると考えられる範囲で、寄付金、諸会費等の費用が合計で、3カ年平均2億円程度含まれております。使い道は記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの東京電力からのご説明に関し、ご質問、ご意見のある方はどうぞ挙手を下さい。事務局に対するご質問、ご発言でも結構でございます。どうぞ忌憚のないご発言をお願いしたいと存じます。いかがでございますか。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

まず最初に、4コマ目の一般厚生費のところでございますけれども、この一般厚生費にとどまらず、いわゆる関係会社に、従来の関係会社、ここでは東京リビングサービスという会社がございますけれども、今回、経営合理化の中で、関係会社については売却をされている。準備、売却、既に終わった会社と今後売却する会社もあるかと思っておりますけれども、1つ目は、そういった場合、売却するときに、既存の東京電力さんとの契約があることを前提として、例えば事業価値を算定しているケースもあり得るかと思っております、その場合、要は売却、グループ会社ではなくな

った場合においても既存の契約は保証されるとか、そういうことがあれば、コスト削減に対して一定の制約要因になるのではないかというふうに懸念しております。したがいまして、本日は資料をご用意できるかどうかわかりませんが、そういったものがないかどうか、もともと売却の契約の中に、一定期間その契約を継続する等々のそういったものがないかどうかということについて、資料をご提供いただければと思っております。

以上でございます。

○安念委員長

すぐにはもちろん出てくるはずのないものとは思いますが、お調べをいただけますですか。

○高津東京電力株式会社常務

できるだけ範囲でご説明するようにいたします。

○安念委員長

よろしく願いいたします。

ほかにかがでございましょうか。いかがですか。

どうぞ、阿南さん。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

この3コマ目のカフェテリアプランのところですけども、中身がこういうふうに示されていて、これは要するに、育児施設を利用すると、ポイント単価が150円で、限度としては650ポイントをそれに使うことができるということではないんですね。そうすると、それを全額そこに使ったとすると幾らぐらいになりますか。6万7,500円くらいですかね。これが、世間水準であるということなんでしょうか。

○東京電力株式会社説明補助者①

私のほうから。

これにつきましては、実はこれ、100円と150円のポイントはございます。ベースは100円なんです。ただ、子育てと介護の分野については、これは国のほうからも強いご支援をする必要があるといった要請等もございますので、ここについては特別に150円にするということでございますので、ポイントは650なんですけど、特別なものだけはこういう形で配慮をしたと。それ以外は、基本は100円なんですというふうなことでやっております。

ポイントについては、「旬刊福利厚生」、労務研究所が調査されたベースと比較をして、100円ベースではそれを下回ってくるということなんですけど、子育てと介護のところだけは、特別な配慮をするべきだというのが私どもの考えで、150円になっているというふうなことでご理解いただければと思います。

○安念委員長

というご説明です。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

これで世間水準ということですが、要するに、例えば職員が育児施設を利用したとなると、6万、7万円近くを、いわばただで利用できるということですよ。それって世間水準ですか、でも。

○東京電力株式会社説明補助者①

もう1点つけ加えますけれども、個別に、私が申し上げましたような形で、東電としての力を入れるべき、社員に対して力を入れるべき点とかございます。福利厚生全体してというのを前回お示ししているかと思うんですが、ここで約30万円、1人当たりというふうな相場を、全体としては維持すると。その中で、多少の企業なりのめりはりがある中で、グロスは全体の平均値を下回る。これは厚労省さんの統計値のデータをもとにして、それを下回るベースに持っていくと、そういう考え方をさせていただいております。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

要するに、いわばこの人件費も世間水準に落としたと、でも、来年からはまたちょっと上がるわけですよ。世間水準よりちょっと上がって、それにこれは、いわば現物給みたいなのじゃないですか。それを福利厚生費という形で人件費に上乘せして考えれば、もっと上がることになるわけです。ですから、世間水準よりも上がることになるのではないんですか、全体としては。

○東京電力株式会社説明補助者①

1つ目のご質問は、これは給与全体の話だと思います。年収につきましては、既に昨年から一般職で20%、それから管理職で25%カットを維持するというので、これを当面継続するという事にさせていただいております。

今回申請させていただいております原価の中の年収ベースは、基本は2割カット、25%カット継続になっているんですが、3年平均で556万円という数字になっているんですけども、初年度の24年度について、夏の賞与に関しましては、年棒化というふうなことを変えていくという過程で、それは原価から外しましょうということで、24年度だけはそこの部分がカットしてあるというのが実態でございます。ですから、上がっているように見えているというのは、これは2割カットを維持していくということで、そのベースにむしろ戻るということでございまして、世間相場以上に戻すということではないということでございます。

それから、今の福利厚生の方は、グロスでは維持しているということでございます。全体としては30万円ちょっとの数字を1人当たりの金額で、カットをして37万円ぐらいから30万円ぐら

いまでカットをしてきて、それを維持したいということでございます。

○安念委員長

そのでき上がりの30万は大体世間相場であるというご認識と、こういうことですか。

○東京電力株式会社説明補助者①

はい。

○安念委員長

というご認識。

どうぞ、矢野さん。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

ちょっとこの事項に外れてしまうかもしれませんが、人件費そのもので、今のご説明について少し質問したいと思います。

3年間平均が556万で、全産業平均だと543万ですから、それよりはわずかに高いんですが、一応水準並みだというご説明をこの間受けております。この前の公聴会で、私は午後から参考人の方たちの意見のときには傍聴させていただいたんですが、東電さん側からのコメントで、西澤社長かどなたかがおっしゃられたと思うんですが、ことしの冬から年俸制に既に入るといふようなことの事実についてご説明を伺いたいのと、その3カ年平均ではようやく水準に近いということですが、単年度ごとでは2013年は571万、2014年は573万と、全産業平均の543万よりははるかに上回るわけですね。阿南さんが言ったのは多分そういうことだと思うんですが、やはり今、消費者が求めているのは、少なくとも全産業平均に限りなく近いか、もしくはそれよりも下回るような、人件費の削減の合理化を徹底してほしいということであり、そうしたたくさんの方が届いていると思うんです。ですから、そのあたりについては、今のご説明ではなかなか納得はできませんし、それから、年俸制に入った場合も、この今提示してある2013年の571万、2014年の573万というのは変わらないのかどうか。それもあわせてお聞きしたいと思います。

○安念委員長

まず、年俸制の経緯からご説明いただきましょう。

○東京電力株式会社説明補助者①

年俸制につきましては、これからということになりますけれども、もともとは平成25年度に予定しております人事処遇制度の見直し、これをできるだけ早く実施しようとする。といいますのは、昨年2割カット、25%カットを実施した以降は、年収そのものはいわば固定をしているわけですが、賞与というふうな形でどうしてもご指摘をされるんですが、それにつきましては、年収をどういうふうに分けるのかと、どういうふうに分けるのかということとを組合と協議させて

いただいて、賞与の時期にローン等の支払いもあるので、そこにどれぐらい、そして月例どれぐらいというふうな配分をしたという経緯があって、賞与のときに幾ら、月例で幾らというふうになっているということでございます。したがって、この賞与というのは、いわゆる会社の業績と連動して払っているわけではございません。社員の業績に連動して、その査定をしているわけでもございません。ということは、業績評定をやっても、それを賃金に反映するということがなかなかできないということでございますので、これは、せめてそこは早目にめりはりをつけた処遇に入っていけるようにということで、24年度中に年棒に移行していこうというふうなことを考えております。移行するということは、賞与の時期に払うというふうなやり方はもうしないということでございますので、社長が冬以降というふうに申し上げましたのは、それをこれから労働組合と協議しまして、内容を決めて進めていくというふうなことでございます。

それから、人件費の先ほどのお話でございますが、571万というのは、2割カット、25%カットした後の平均値、つまり、それを当面継続するというのが私どもの特別事業計画で決まった内容になっておりますので、それを継続していくというふうなことでございます。このレベルに関しましては、これは有識者会議の物差し等でも出された中では、543万円というのは全産業平均で、それを地域補正していくというふうなことも有識者会議でもご指摘をいただいているかと思うんですが、それをやりますと570万円ぐらいになるということで、これはもう遜色がないレベル。それから、他の公益事業との比較でいえば、他の公益事業の平均値というのは600万円台ということもございますので、2割カットの水準そのものは十分なカットをしているというふうなことだというふうに認識してございます。

もう1点つけ加えるとすれば、この2割カット、既に昨年からやっておりまして、もう2年目に入っております。当面続けるということございまして、この時間軸等を考えますと、社員にとっては大変厳しいというふうな状況ございまして、ご承知かもしれませんが、私どもは損害賠償をやらなきゃいけない、あるいは福島第一の安定化をとにかく徹底的にやらなくちゃ、これは何が何でもやらなきゃいけないという、この仕事がふえている状況でございます。損害賠償に3,600人、それから福島第一では1,250人ぐらい、前回資料を申し上げました。この人たちを確保していくというふうなこと、それから採用も、前回ご説明しましたとおり、26年度になりますと多分足りなくなるということになります。要員が足りなくなる。そこで、採用も再開しなくちゃいけない。そういう中で、どのレベルがぎりぎりかというふうなことを、私ども、中で悩みながら考えているわけございまして、そのレベルがやはり2割カット、25%カット。

とにかくコストを削減するんだということで、これを継続するんだというふうな、カットを継続するんだ、当面継続だということにはなっているんですけども、これを維持していくという

ことが非常にぎりぎりの線だということもございまして、それを原価で反映するときに、24年度は、しかし、夏季賞与の分は原価に入れないということで、今つくり込みをしております、その3年平均が556万というふうになっているということでございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

もう一回ちょっと確認だけさせてください。先ほどのカフェテリアのプランは、650ポイントを丸々150円単価のもので使えば——すみません、先ほど7万円くらいと言って——9万7,500円ですよ。やっぱりこれは世間並みではないですよ、全然。そして、それが要するに、給料の現物給付として考えれば、今までの人件費の計算にそれが上乗せして考えられるということなので、これから考えるということですよ。

○東京電力株式会社説明補助者①

よろしいですか。原価に入れておりますのは実績ベースでございますので、例えば、3ページにございます100円、150円のこのポイント単価で、どういう利用があつて実績があるかということベースにして、その上で申請をさせていただいておりますので、申請内容が今後また上がつていってしまうと、そういうことではございません。今までの実績をベースにして、それを料金原価として申請しているということでございますので、今後何か上げてしまうというふうなことではございません。

○阿南全国消費者連絡会事務局長

そういうことを言っているのではなくて、これだけの650ポイント使えることを保障しているわけですよ。これを社員が丸々使えば、それは人件費、要するに報酬に上乗せするという形で、

○安念委員長

いやいや、それは違うのではないのでしょうか。ここでは、今までの実績というのは、例えば子育てだと43%しか——しかというか——消化していないという。その過去の実績をベースにして、今回原価に含める部分を算定するということですので、もし東電の社員さんが子育てと介護にやたらハッスルし始めて実際の消化額がたくさんになっても、その見積り部分を超過した部分は電気料金には、少なくともこの3年間は反映されないということだと思えます。

○東京電力株式会社説明補助者①

はい、そのとおりでございます。

○安念委員長

それは東電が勝手に持ち出す。要するに利益から出すという、そういう利益処分みたいな形になるということではございませぬ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

じゃ、東電の社員のみんなが使えば、要するに人件費に上乗せになるということですよ。

○安念委員長

それは、ですから、企業会計としての人件費の上乗せにはなるんですが、電気料金ではないということです。電気料金に反映されるものではないということです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

電気料金に反映されるものは、この43%とか、これですか。

○安念委員長

はい、それをもとにして算定した実績値ということですか。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それって幾らですか。

○東京電力株式会社説明補助者①

それが前回のご説明のときにお示しました、1人当たりでいきますと30万円ちょっとでございますが、厚生費の内訳でいきますと、カフェテリアとして計上しておりますのは、3カ年平均で32億5,000万といった数字でございますが、この計算の中には、これまでの23年度のこの消費の実績を踏まえて、それを24、25、26で、この後でポイントが下がりますので、850から650に下がりますので、その部分を反映して、使用実績を踏まえた、実際に会社の費用がどれぐらいになるかということ計算して、その結果、平均値として32億というふうな数字になっているということでございます。

○安念委員長

平均ですよ。パー・イヤーということですよ。

○東京電力株式会社説明補助者①

そうです、パー・イヤーです。

○安念委員長

ということでございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

32億円が、その実績を反映にした数字であるということですね。

○安念委員長

そうですね。だから、その部分は電気料金に含めたいというご申請であると、そういうことです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そうですね。そうすると先ほどの、私が言いました、32億円は人件費のほうにプラスになっているということですよ、考え方としては。

○安念委員長

お答えになりますか。

○東京電力株式会社説明補助者①

どういうふうにお答えしたらいいのか、あれなんです、福利厚生費として、人件費の関係の一部として、福利厚生の中にこの項目として入れて、原価として申請しているという言い方になるかもしれませんが。

○安念委員長

人件費という費目は法令上は存在しておりません。ご存じと思いますが、幾つかの費目を、6つ、7つの費目を全部まとめて人件費と呼んでおりますので、その中では確かに、その30億もいわゆる人件費の一部であるというのは、それは間違いないだろうと思いますが、いかがですか。

○高津東京電力株式会社常務

先ほど556万というふうなレベルを申し上げましたが、その中には、この福利厚生、入ってございませんので、比較としては基準内給与ですね。

○安念委員長

基準内給与、そうです。

○高津東京電力株式会社常務

それでもって比較しているものでございます。その1人当たり30万円何がしそのものも、別の基準として比較しましたところ、低いですよということを前回申し上げた次第でございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そう考えますと、世間並みとは、世間水準とは言えないんじゃないですかと言っているんです。

○高津東京電力株式会社常務

基準内給与そのものの比較でいくと、先ほどの556万ということで、これをどうぞ判断いただくかということはあるかと思いますが、私どもとしましては、それなりの水準に抑制させていただいたと思っておりますし、この福利厚生関係についても、よその会社さんも福利厚生はこれぐらい持っています。私どももこれだけ持っています。私どもは低いほうで抑えてございますということをご理解いただきたいと思っております。

○安念委員長

またやりましょう。この部分は世間の注目は非常に強いというので、よほど我々も注意深く扱わなければならないということは、これだけは確かです。私も公聴会その他で、あるいは両事務

局長から、さんざん教えられた。この問題はやはりなおざりにしてはいかんということです。これは、公開の場でやるかどうかは別問題ですが、とにかくもう一回、徹底して議論しなければならんということだけは確かだろうと思います。やります。

ほかにいかがですか。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

まず、資料5の2ページ目の下から2番目……

○安念委員長

資料5ね。5の2ページ目の下から2番目。

○松村委員

はい、2番目。私の発言として、「商社の隠れ口銭は入っていないか」となっているのですが、私は眠り口銭と言ったつもりでした。しょうもないことを言っているように聞こえるかもしれませんが、隠れ口銭だと、契約に書いていないあるいは違法な、世間から隠しているような手数料支払いがないかと聞かれば、そんな手数料支払いはありません、全て契約書に書かれています、と当然答えると思います。私が確認したいのは、ほとんど何の機能も果たしていない者に、例えば商社に漫然と手数料を払っていないか、と聞いているので、全く意味が違います。契約書に書かれていないおかしな手数料が払われていればそれは確かに大問題ですが、それが無いと言われてもこちらが望んでいる回答にはならない。訂正していただけますか。

それから、東電が出した資料6です。12コマ目です。結局ゼロ回答だったわけですね。前回口頭で説明したとおりのことを繰り返しただけ。基本契約については「非公開を前提とした契約であることから、公開の場における開示につきましてはご容赦下さい。」だから、要するに、前回要求を受けたが拒否しますと返したわけですね。

私契約ですから、当然に契約の両当事者が公開を拒否する理由、権利を持っていると思います。したがって、東京電力と東北電力の契約なら、東京電力が嫌だと言えば当然出せないし、東京電力がいいと言っても東北電力が嫌だと言ったら出せないことは十分わかっています。原電の契約でも同じです。この「ご容赦下さい。」というのは、だれが主語なのかを教えてください。これは、東京電力が拒否しているのか、あるいは、東京電力としては、このような事態でもあり、透明性を確保するために出すつもりはあるが、私契約だから相手方の意向を無視して出せませんという意味なのか。つまり、東北電力が嫌だと言っているから出せないのか、原電が嫌だと言っているから出せないのか。あるいは、東京電力が嫌だから出さないのかをはっきりさせてください。

公開されないなら、当然だれかが、守秘義務のある人が確認することになると思います。仮に

それが私だとしましょう。その契約を見て、こんな内容の契約が何で公開できないのかと仮にそう思っても、守秘義務の関係でこのことを十分に説明することは困難です。見たこと、内容を話せないのだから。この基本契約を結んだ時点では、地域独占と公益事業特権に守られていたわけです。そういう事業者同士が結んだ契約なのにもかかわらず、そんな大した内容が書かれてもいないのを、こんなものを隠さなければいけないのかと、やはり相変わらず情報秘匿体質の会社なのかと、こう思うかどうかは契約を見ないとわからないわけですが、守秘義務のもとでもし契約を見たとするならば、その内容を公開することできないので、こんな内容をどうして公開できないのかということを具体的に発言することもできない。そうすると、せいぜい感想として、こんなこと当然出せると思うが、本当に情報秘匿体質の会社であることを改めて感じましたというコメントしかできなくなる。守秘義務のあるものが見るからそれで十分だという説明は、簡単には受け入れられません。

これは東京電力がノーと言っているのか、あるいは先方がノーと言っているのかを明らかにしてください。

実際に、次の13コマ目では、この原価の中にレートベースが入っているということが明らかになったわけです。額としては極めて小さな額ですが、この後議論されますが、この原価算定期間に全く動く予定のない自社の電源に関してはレートベースから自主的に除くということ言っていたのに、何かインCONSISTENTな扱いに見えます。もちろん、これを東北電力に払う、原電に払うという問題と、それを原価に入れるという問題は全く別の問題なので、私が言っているのはあくまで原価に入れるというレベルの話です。これは質問されるまで出てこなかったわけですよ。こんなこと全く気も回っていなかったわけですよ。

そうするとなおさら、私はちゃんと契約を誰でも見られるようにすべきだと思います。それでも拒否権があるというのは十分わかっていますから、だれが拒否権を発動して、その結果公開できないのかは明らかにしてください。

それから、先ほど話題になっていたカフェテリアプランですが、震災前の、上限が下がる前の消化率を教えていただけないでしょうか。上限をカットしたというのが、実際にリストラになっているのか、ほとんど使用していない実態で、形だけのリストラになっているのかを確認するために、使用実績を出してください。

以上です。

○安念委員長

ちょっと前の流れからもありますので、後者のカフェテリアの実際の消化率について、いかがですか。今、何か資料をお持ちでしょうか。

○東京電力株式会社説明補助者①

すみません、確定的なデータはございませんので、もしあれでしたら別途ですが。多分——多分と言っちゃ申しわけありませんので、じゃ、別途。

○安念委員長

じゃ、お願いいたします。

前者についてはいかがでしょうか。守秘契約の、どちらが出せないとおっしゃっているのか。

○東京電力株式会社説明補助者③

守秘義務といいますか、その件につきましては、双方ございます、事情がございます。

まず、東北電力さんとの間でございますけれども、これは古くから相互に立地地点を共同で有効活用すると、こういったところから発してまして、それに、ちょっと立地に伴ういろいろな公開できない情報といいますか、そういったものも契約の中に記載されているというところが1点ございます。

それから、日本原電さんにつきましては、契約の内容が、当社との契約だけでなく、西のほうの関西電力さん等々のご契約もございまして、それとの交渉上の情報もあるということで、先方さんからもちょっと公開は勘弁してほしいと、こういうようなお話をいただいております。

なお、これらにつきましては、エネ庁さんの事務局さんのほうには、基本契約並びに受給契約の内容には、既にご説明してごらんいただいておりますという状況でございますが、こういう公開の場での開示につきましてはご容赦いただきたいと、こういう趣旨でございます。

○片岡電力市場整備課長

今いただいたようなお話、ほかにもたくさんあります。それ以外も原本を見ないとわからないところはたくさんありまして、それについてはこちらからも要求をし、査定の過程でいただいております。それをどう出していくかということにつきましては、これはおっしゃったとおりでありまして、多分、恐らく役所だけが判断して、これについては非公開でいいんじゃないかということもなかなか、それは私自身も難しかろうと思ってございます。

そういう意味で、この委員会でするものは、これはまだ今この段階では、東京電力さんから出しているものを出しています。出しているものを出しては、今後、これはちょっと進め方はまた委員長とご相談が必要だと思いますけれども、委員にも例えば見えていただいて、その上で役所としても、これは出すべきだというものについては極力この場に出していくと。これも先ほどの話も、全部が全部、規約の内容は出せないのか、あるいは、これは本件、この議論になっている部分については出せるのかとか、いろんなバリエーションが当然あり得ると思いますので、それについては検討したいと思っております。

○安念委員長

私もちょっとこの問題は困ったなと思っておりまして、今のご説明だと、当局には契約そのものの原本というか、原本でなくて赤い判このついてあるもののコピーですよね、我々の世界で言う写しは、それ自体を提出しておられるわけですか。そう理解してよろしいですか。

○東京電力株式会社説明補助者③

はい。

○安念委員長

ということは、守秘契約の中に、当局の要請であるとか、あるいは裁判所の命令等があった場合には、守秘義務を解除するという条項があるということですね。

○東京電力株式会社説明補助者③

そこまで明確な規定はございませんけれども、少なくともこちらのうちの受給契約につきましては、電事法22条に基づいて、東北電力さんなり原電さんが当局のほうに毎年提出されていますので、契約書を添付してですね、というのがございます。基本契約のほうはそういうものではございませんが、今回のこういう経緯もございまして、ごらんいただいているというところでございます。

○安念委員長

ということは、当局に提出する段については、守秘義務契約から外れるというか、その範囲ではないというのは、明文化はされていないけれども両当事者の暗黙の合意になっているという、そういう理解でよろしゅうございますか。

○東京電力株式会社説明補助者③

今回のこの件のご理解いただくためにも、そういう意味で、私どもとしては、ごらんいただきたいという意味はございます。ただし、こういう場で広く公開するということはお容赦いただきたいという趣旨でございます。

○安念委員長

広くはね。

どうぞ、はい。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

これは、1,002億円のことですよ。私、ここを読んでもわからなくて、何のことを言っているのかなと思っていたら、先ほど松村さんがおっしゃったような、公開できないということなんです。要するにそのメカニズムを。その金額だとか数字を公開できないということだったら、公開できない理由をちゃんと説明していただきたいと思います。

そしてまた、先ほど、エネ庁には資料は出していると言われました。そうすると、エネ庁の裁量でそれを認めるのでしょうか。裁量で、じゃ、これは電気料金に入れたほうがいいのか悪いとかって、決めるという仕組みなんですか。

○安念委員長

裁量。私の見解をまず申し上げておきます。裁量という言葉の使い方によるんですが、能率的な経営の下における適正な原価に含まれるかどうかだけが決め手です。それ以外には法令には何の規定ありません。問題は、その能率的な経営の下における適正な原価というものを解釈・適用するに当たって、経済産業大臣に裁量があるかということですが、これについては、電気事業法そのものについての解釈を述べた判例はございませんが、道路運送法におけるほぼ同種の規定については、行政庁に専門技術的な裁量があるといった最高裁の判例がございます。したがって、あるんだと思います。問題は、その裁量権の行使についてどのような形で透明性を担保していくかということは当然あると思います。

片岡さん、どうぞ。

○片岡電力市場整備課長

今回につきましては、第1回のときに、公開できる情報、できない情報ということを整理しています。いただいた、先ほどのこれも含めて、その他の情報も含めまして、最終的には今回、経産省だけで判断して、それで、これは非公開、これは公開ということはできないと思っていて、そういう意味では、この委員会にもきちんとお諮りした上で、最終的には公開するものは公開する、そうじゃないものは公開しないけれども、こういう形で確認したので、これについてはこうこうだということも含めて、確認したいと思っています。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

公開するということですね。

○安念委員長

いやいや。

○片岡電力市場整備課長

それは、したがって、すべて公開するかどうかは、まさに第1回で書いたとおりでありまして、それによりまして、例えばコストが上がってしまうでありますとか、あるいは契約の相手方に迷惑をかける場合があるのであれば、そういう場合でありますとか、たしか3つの要件を書いたと思いますけれども、そういうものに当たるかどうかということ個別に判断していくことになると思います。

○安念委員長

個別判断だということです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

これを電気料金として払うのは私たち消費者ですので、理由のないものは払うわけにはいきな
いわけです。ですから、きちんとそれは示していただいて、そうでなければ、公開できないもの
は電気料金に上乗せしないというふうにして、徹底してください、ぜひ。

○安念委員長

それは、私は、率直に申しますが、法令上は無理だと思います。私は、申請者、つまりこの場
合であると東電ですが、東電から提出された資料について公開するかしないかについて、経済産
業大臣の裁量を否定することはできないと思います。つまり、公開する法的な義務は私はないと
思います。

また、公開できないから、それをコストに含めることもできないというのは、私は法解釈とし
ては無理だと思います。ただ、これは無理だというのは、法解釈として無理だということであっ
て、別に公開しては悪いということを行っているわけではありません。公開しなくてもそれが違
法ではないという、ただそれだけのことで、できるだけ公開するというのは片岡課長もお
っしゃっていますし、エネ庁全体の、あるいは大臣のご方針でもあると私は理解しておりますの
で、公開できるものはできるだけ公開すると、それは今回の査定においては当然の原則となっ
ていると私は理解しております。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

私の質問にまだちゃんと答えていただけていない。少なくとも原電との契約に関しては、先方
も困るとはっきり言ったということは伺いました。したがって、その点は聞いたことに答えてい
ただきましたが、双方あるというあいまいなものではなく、東京電力としても、原電がよいと仮
に言っても出す気がないのか、あるいは、東京電力としては公開しても良いと思っているのかを
質問をしたわけです。東北電力との契約も含めて、それは東京電力の意思として出さないとい
うことに決めたのか、先方の事情なのか、それをはっきり言ってください。

それから、先ほどの解釈ですが、これはあくまで私契約ですから、公開の場で強制的に出せと
言うわけにはいかない。少なくともこの委員会を出せと命令する権限はないと思います。したが
って、両契約当事者が公開に関して拒否権を持っているということは前提として先ほどから発言
しているつもりです。

ただ、料金原価に入れる以上、能率的な経営のもとで、本当に効率的で必要不可欠なものなの
かどうかは、申請者のほうが証明する責務があると私は思っています。情報を公開しないという

のは、その証明の手段の一部を自ら放棄したということですから、そのことを前提に置いて、十分証明がされていないからだめだと考えるかどうかは、査定の裁量の範囲だと思います。こんな情報も秘匿して、国民の前で証明する機会を放棄したことを前提にして判断することは、あつてしかるべきだと考えます。ただ、それに関しても、自分の方は出してもいいと言ったが先方がだめだと言ったということなら、それは放棄したのではなく、やむを得ないわけです。公開することを前提として契約していないわけですから。もしそうなら、情報を公開しないことに対する非難は当然契約の相手方、原電、東北電力が受けるべきだと思います。

何でもかんでも、やたらと全ての契約を公開せよと言っているわけではありません。東北電力も、原電は他の電力会社と契約を結んでいるというのは十分承知していますが、それだって全部一般電気事業者なわけですよ。だから、総括原価と地域独占に守られた事業者がその状況のもとで結んだ契約であるということ为前提として、消費者には直ちには納得できない不自然な費用負担に関連して言っているのであつて、普通の民間企業と普通に結んだ契約をすべからず全部出せと言っているわけでは決してないということをご理解ください。

以上です。

○安念委員長

それは全くそのとおりですな。東京電力さんとしても公開を拒否なさると、いや、それは私は全然悪いと思いませんよ、ローヤーとしては。そういうご意思であるかどうかについては、ぜひお答えを私もいただきたいと思います。

○高津東京電力株式会社常務

私、そのことについて少し持ち帰らせていただけますでしょうか。先生のおっしゃった趣旨をよく吟味しないと、ここで軽々には申せないなというふうに思っております。あくまで相手のあることでもございますので。

○安念委員長

それはそうです。

○高津東京電力株式会社常務

いったん預らせていただければ幸いに存じます。

○安念委員長

じゃ、それでよろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

今の12コマ目ですけれども、いわゆる必要と見込まれる原価というのが、なかなか詳細がわか

らないので、項目もわからず、契約書を見ないとわからないかなというところですが、先ほど片岡課長からも、可能な限り検討はされるとおっしゃっていましたから、個々の原価の内訳がどこまで出せるのでしょうか。

前回、松村先生から広報費や寄付金はないですよねと発言があり、14ページに、いや、ありませんではなく、あるけどこういう内訳ですというのが出ています。だから、言わないと出てこない状況なののでしょうか。消費者は専門家ではないので、むしろ専門家の先生方にもっと、あれはないのかというのをどんどん言っていただいて、できれば、この見込まれる原価の詳細がどこまで出せるのかを、東電さんには、持ち帰られて、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思ひますし、個々の契約の料金がどこまで出せるのかもあわせてご検討いただきたいと思ひます。

○安念委員長

含めて検討していただきましょう。ありがとうございます。

それじゃ、時間のこともありますので、先へいきましょうか。

○東京電力株式会社説明補助者①

すみません。

○安念委員長

はい、どうぞ、どうぞ。

○東京電力株式会社説明補助者①

さっきご質問、すみません、簡潔に申し上げます。さっきの消化率のご質問がありました。当該年度の分を使用した、それから、本人の意思で翌年に繰り越した、これ、両方込みで7割です。70%の消化率ということになります。

○安念委員長

なるほど、ありがとうございます。

どうぞ、八田先生。

○八田委員

私が質問したものじゃないんですが、9コマ目の他電力との比較ですね。私は、東電さんは大きいし、交渉力があるとずっと思っていたんですが、石油計で見ると、平成22年度ではむしろ多少東電さんのほうが高い。それから石炭計では、21年度は東電さんのほうが他社平均よりも高いということなんですね。規模の経済というのがどうしてもこういう契約についてはある程度あると思うので、この9社平均というよりは、むしろ例えば関電とか中部電力とかジェイパワーとか、大手のところと比較した数字を見せていただけないだろうかと思うんです。小さいところは調達力というのは弱いと想定するのが普通だと思いますから、大手間で比較してもとんとんである

ということならわかりますので、念のために、もしデータがあればと思います。

○安念委員長

すみません、有報を見ればわかるのであれば、それはおまえがやれと言われるかもしれないけれども、もしできるのなら、資料としてお出しいただけますか。

○東京電力株式会社説明補助者④

すみません、今、八田先生からご質問があった件でございますが、まず、中央3電での比較で申し上げますと、ちょっと個別の、これも本当は有価証券報告書を、金額を消費数量で割り戻しますと、これも一目瞭然でわかるんですが、この中央3社の中では弊社東電が、例えば石油の場合には、これは各年度、すなわち平成20、21、22、いずれも弊社の調達金額が一番安いんです。具体的には、平成20年度、東電、当社が、石油の場合、7万4,258円でございますが、中電さんは弊社よりも1,000円以上高い、関電さんについては約9,000円ほど高い。平成21年度につきましては、うちは48,961という数字があるかと思いますが、中電さんは当社よりも約2万円以上高い、関電さんは当社よりも8,000円ほど高い金額でございます。22年度につきましては、同じく54,032に対応する中3社、すなわち中電さんと関電さんですが、当社よりも5,000円プラス、関電さんは当社よりも800円ほど高いというレベルになります。

石炭につきましても、基本的には同じようなレベルといたしますか、若干これ、石炭の場合、弊社はいわゆる期ずれ契約というものをやっています、先ほど高津のほうから説明しましたとおり、一般的な石炭の契約というのは4月起こしで1年契約というのが多いんですが、弊社の場合には、石炭の上昇リスクというものを回避するために四半期ごと、すなわち4月起こし、あるいは7月起こし、10月起こし、1月起こしという、四半期に1回ごとに、かなり数量を分散して契約をしています。したがって、年度によってかなり石炭の場合にはばらつきがありますが、全体でいきますと、当社と中電さんと関電さんというのは、ほとんど今同金額で石炭の場合は調達しております。

○安念委員長

ありがとうございます。この9社というのは、ここにも書いてあるように、東電さん以外の、沖縄電力さんも含めた9社ですね。

○東京電力株式会社説明補助者④

おっしゃるとおりです。沖縄さん入れた当社以外でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

○八田委員

あと、ジェイパワーさんとの比較も、もしできたらお願いしたいと。

○東京電力株式会社説明補助者④

かしこまりました。ちょっと今、手元にないものですから……

○安念委員長

ええ、もちろん結構ですので、また。

○東京電力株式会社説明補助者④

かしこまりました。

○安念委員長

一つの推測としては、スケールメリットで、それは東電が一番安くなって当然だという考え方があるのと、もう一つは、実は東電がプライスリーダー、調達側のプライスリーダーになって、東電がこれだけだと相場がそれで決まってしまうと、大体決まってしまうと、だからそれほど違わないという、その可能性も私、両方あって、両にらみでいかなきゃいけないんじゃないかなという気が個人的にはしております。ただ、いずれにせよ、それは資料を拝見すればわかることだと思います。

○東京電力株式会社説明補助者④

あと、今、安念先生がおっしゃったことに加えまして、特に石炭の場合、ほとんど性状は、もうどこの会社、電力会社も買うのは同じなんですけど、ただ一方、石油の場合には当然、これは硫黄分がかなり違っていて、先週申し上げたとおり、弊社の場合にはS分が0.1%から0.3%という、いわゆる超硫黄の重原油を使っている。他方、特に西側電力さんを中心に、脱硫設備を持っていますので、例えば硫黄分1%以上ということで、いわゆる燃料コストという面ではかなり安いものを使う、たいしているというところ、そこでの格差というのはございます。これ、S分格差って当然ございますので。

○八田委員

わかります。僕、そこまで言いませんけれども、もし同じようなところから輸入している会社があれば、通関統計が何かを見れば、ほら、やっぱり東電は安く買っているんだよと言えるんじゃないかなとは思いますがね。

○安念委員長

なかなか石油の場合はスペックを同じにするというのが難しいんだろうと思いますけどね。どうもありがとうございました。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

すみません、もう1点……

○安念委員長

はい、どうぞ、いいですよ、もちろん。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

質問させて、すみません。15コマ目の、この購入電力料の増加理由の増要因というところの説明がありますけれども、その下に「支援機構に納付することになった「一般負担金」というのが入っていますが、これを増要因にするということはどういうことなのかって、ちょっと説明していただけますか。

○東京電力株式会社説明補助者③

こちらは対前回との比較ということでございまして、前はこういう制度がございませんでしたので入っていなかったと。今回は新機構法に基づく一般負担金、これは東北電力さんも負担すると、原電さんもその対象となっておりますので、そういったものがそれぞれの原価に入ってくると、こういう意味でございます。

○安念委員長

相手の払う金の一部をこっちが持っているという、そういうことですよ。

○片岡電力市場整備課長

そうですね。そういう意味では、日本原電あるいは東北電力も法律上は原子力事業者ですので、一般負担金を払う義務があるわけですね。東北電力が払う額は幾らかあって、そのうちの東電さんに電気を売る分の恐らく何か案分した額か何かを、この購入電力として東電向けの料金に入っていると、一般負担金が。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

その2社の一般負担金を、ここの中に組み込んでいるということですか。

○片岡電力市場整備課長

そうですね。当然その……

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

1,003億の中に。

○片岡電力市場整備課長

そうですね、その中、内数として入ってくる。

○東京電力株式会社説明補助者②

一般負担金は原子力の発電設備見合いで支払うということになってございますので、例えば一定の、その出力の一定部分について当社が購入するという場合には、それがこの原子力の購入電力料の中に織り込まれるということになります。例えば東北電力さんの発電設備で、半分をうち

に、設備の半分の分を当社のほうにお売りいただける場合には、その設備について半分、折半すると、こういうことでございます。

○安念委員長

一般負担金の、その設備に係る一般負担金の半分以上を東電が売り値の中の一部として払うと。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それはわからないですね、幾らか。

○安念委員長

いや、それはわかりますよね。

○東京電力株式会社説明補助者②

それはわかります。

○安念委員長

それは大して難しい話じゃない。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

東電の一般負担金は。

○安念委員長

それは別途です。それはもう法律上払わなきゃいけないものです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

相手の、2つの会社のだけを払う。

○東京電力株式会社説明補助者②

さようでございます。支払義務者はそれぞれの設備を持っている会社になりますので、その分を。我々が購入した分に見合った部分を、その分を購入電力料の中に入れてお支払いすると、こういうことでございます。

○片岡電力市場整備課長

ちょっと混乱して、あれかもしれませんけれども、当然、東電が一般負担金を払う分でございますね。これは発電と原子力事業者ですので、東京電力として払う分は今回の料金原価には、180億でしたっけ、入っています。たしか180だと思えますけれども、東電の料金原価に。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

東電の。

○安念委員長

東電自身の負担する。

○片岡電力市場整備課長

はい、今回……

○東京電力株式会社説明補助者②

567億でございます。

○片岡電力市場整備課長

入っています。それから、東北電力が支払うものにつきまして、そのうち東京電力に販売する量の分ですね。東北電力も当然払う分がありまして、その分のうち、当然、原子力の電気を東電に売らなければならない、その売らなければならない分に応じて、その一般負担金が東電への販売電力料に乗っかってくると。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

8対2ですよ。

○片岡電力市場整備課長

8対2というのは。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

8対2って書いてありましたよね、使用料は、8割を負担するということですか。

○東京電力株式会社説明補助者②

ええ。日本原子力発電さんの東海第二原子力発電所につきましては、8割を東京電力、2割を東北さんが購入電力料の中に入れて、その一般負担金を負担すると、そういうことでございます。

○安念委員長

よろしゅうございますかな。どうぞ、私は今まで、その日のうちに決められたアジェンダはやり抜くというつもりでやってきたんですが、もうだんだんそういうつもりはなくなりました。エンドレスでやると。しょうがない。もうこの料金問題だけはとにかく納得がいくまでやるというふうに覚悟を決めましたので、何回蒸し返していただいてもいいです。

じゃ、とりあえず——いいですよ、後から蒸し返されても僕はちっとも構わない——それで、今のご説明や委員のご指摘事項を踏まえて、個別原価の審査を引き続き継続したいと存じます。

先ほど、片岡課長からもあったことなんですが、東京電力から、例えば日本原電との契約については公開できないというお話がありました。私、これについては、いいとか悪いとか言うつもりは現段階では全くございません。それは松村先生も同じだろうと思うんです。本委員会の第1回において、非公開とすべき情報の例として3つ挙げました。1、公開することにより申請者、——申請者というのは今回の場合は東電のことです——申請者以外の第三者の正当な利益を害するおそれがある情報、2、公開することにより申請者の業務遂行が困難になる情報、または供給コストが増加するおそれがある情報、3、その他、公開することにより、法人または個人の権

利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を挙げておりました。実際に本件がこうした条件に当てはまるかは、契約そのものを見なければ判断できないことです。

この後で、残りの原価項目についての議論を行います。その上で今後の検討方法についてはお諮りをしたいと存じますので、まだその先があるという、そういうことを申し上げております。

○安念委員長

続きまして、本日の後半の議題ですが、3つございます。個別費目です。1、レートベース減価償却費及び固定資産除却費といった設備投資関連費用、2、多くの費目に横断的に関連するスマートメーター関連費用、3、残りの個別の原価であるその他経費について、議論をしたいと思っております。

まず、事務局からのご説明をいただきます。

○片岡電力市場整備課長

資料の7、8、9でございます。お時間もあれですので、要点だけ説明します。

まず、設備投資の関連費用ですけれども、複数の項目にまたがっております。

1枚めくっていただきますと、設備投資の概要でございますけれども、電気事業の場合、発電設備、非常に大規模でございますので、建設から、それから運転、それから除却まで、非常に長期間を要すると、かつ、大規模な投資になってくるというのが一般的でございます。料金上は、設備投資しますと、設備投資額が左側から順に階段のように簿価として積み上がってまいります。このときの工事費自体が電気料金に入っているわけではなくて、これにつきましては、この簿価が積み上がっていくうちの2分の1をレートベース、つまり事業報酬の中に埋め込むという運用をしております。他方で、運転が開始されますれば、その後、徐々に定率もしくは定額で償却が進んでいきますけれども、その償却費がフローの費用として入ってくると。これ、後ほど説明します。それに加えまして、この簿価について、これはもう2分の1じゃなくて簿価そのものですけれども、それについての一定の事業報酬率を乗じたものが報酬として、これは資金調達コストとして含まれてございます。

特に事業報酬はわかりづらいものですから、2ページにまとめております。有識者会議でもさきん議論いただきましたけれども、電事法の目的とか料金規制はちょっと飛ばしますけれども、「適正な利潤（事業報酬）とは」ということですが、先ほどのとおり、巨大な設備投資をして資金を回収するためには資金調達コストが必要であると。これは資本コストであります。2つ目の○ですけれども、企業は一般的にどうやって資本コストを調達するかということでございますけれども、借入れとか社債による他人資本からの調達、それから株式の発行による自己資本の調達、いずれかあります。銀行等の貸し手にとっては、有利子の負債、負債利率、株

主にとっては自己資本利益率、これが十分なものであれば、これらの人たちがお金を提供してくれるということで資金調達が可能になるということになります。したがって、電気事業においては、これらの収益率に該当するような額を適正利潤として、電気事業法上回収を認めるということになってございます。かつて古い時代には、実際に支払利息、配当金額、それから利益準備金を、個別の会社ごとに積み上げて電気料金をつくってまいりました。しかしながら、そうしますと各社の資本構成の差異で、例えば、支払利息を非常にたくさん払わないといけないところは非常に料金が高くなってしまったり、あるいは、かかるものがある意味回収されるということで、コスト低減のインセンティブが乏しいといった点がありまして、1960年に現行の事業報酬制度になってございます。

現行の事業報酬制度、これも、こちらのほうはむしろ算定方法は次のページで、これは次回にもかかわりますので、また次回、詳細に説明したいと思いますけれども、基本的には事業報酬、この真ん中のあたりに式が書いてございますけれども、レートベースと言われる真実・有効な資産、必要な資産に対しまして、先ほどの期待される報酬率、これを掛け合わせるということで資金調達コストを計算しております。事業報酬率の考え方は、下のほうにありますように、自己資本の報酬率と他人資本の報酬率、これは一般的に考えられる数字を電気事業のリスクで案分しまして報酬率を設定すると。これは各社一律に、電気料としては各社一律にこのパーセンテージが決まってくると。レートベースの資産額そのものは当然各社によって全く違いますけれども、報酬率としましては、電気事業各社一律に決まってくると。それによりまして、それよりも安く、もし資金調達ができれば事業者にとってのメリットになりますし、高くなってしまうとデメリットになるということで、コスト削減のインセンティブがあると、そういう制度でございます。

4ページでございますけれども、その事業報酬にもとになるレートベース、これは電気事業に必要な設備を規定するものでございまして、非常に重要な概念ですけれども、これは何を入れるかということにつきまして、一般電気事業供給約款算定規則、ここにおいて1から6のように規定されております。特定固定資産税、名前はちょっと難しいですけれども、いわゆる電気事業資産そのものでありまして、発電設備とか送電設備とか、そうしたものが含まれます。それから、建設設備につきましては先ほどのとおり2分の1が算入されると。それから核燃料、これにつきましても長期的に使っていくということで、フローで流れていく化石燃料と違いまして、長期的な資産として核燃料資産ということは位置づけられています。それから特定投資ということで、これは詳細になりますけれども、長期的な投資、研究開発等のための投資、それから運転資本、こうしたものがレートベースに入っております。

5ページに具体的な数字がありまして、後ほど東京電力さんから、今回の申請における具体的

な数字、それから中身についてはご説明があるかと思えます。これを見ますと、特定固定資産と核燃料資産は設備の状況を踏まえ減っている。他方で、建設中資産でありますとか特定投資は前回の料金改定から比べますとふえていて、こういう状況になってございます。

6ページでございますけれども、核燃料資産であります、これは表のとおりでありまして、長期間を要して燃料がつくれ、かつ、それが燃やされていくと。さらに、その燃えた後の再処理の核燃料につきましても加工すればまた使えるということで、6ページにありますけれども、3種類、つまり、装荷核燃料、原子炉の中に入っている燃料、加工中燃料、これから原子炉の中に入っていく燃料、それから2ポツで再処理関係の核燃料、つまり燃えた後の、これからまたさらに再利用されるべき核燃料、こうしたものが資産として入ってございます。

8ページでございますけれども、減価償却であります。これは先ほどのとおり、必要な資産がありますれば、その資産の償却が、これは会計上、定率もしくは定額で償却していきますので、それを毎年毎年の費用として料金原価に織り込んでいるということでもあります。これは定率法または定額法でありまして、例えば建物であれば定額法でありますとか、機械設備であれば定率法でありますとか、それぞれ決めまして、定率であれば一定の率で、定額であれば一定の年限で割った額で、それぞれ費用になっていくと。これにつきましても、8ページの下のほうに実際の費用は書いています。おおむね下がっていますけれども、例えば火力でありますれば、緊急設置電源等もあるかと思えますけれども、ふえているということでもあります。

それから最後に、9ページでありますけれども、最終的には設備は除却、つまり設備は廃棄されます。このための費用としましては、除却損、つまり最終的に残った簿価がなくなっていく、つまり最終的に残った簿価を損として消してしまうといった費用、それから、実際に工事に係る除却費、これが費用として織り込まれることになってまいります。

今回、東京電力さんの申請におきましては、1点、これまでも十分といいますか、これまでもご議論あるいはご指摘いただきましたけれども、10ページ、原子力発電所の扱いというのが論点になってまいります。ここに東電さんの所有する発電所の状況がありますけれども、福島第一の1から4号機については既に廃止が決定されていると。他方で、柏崎刈羽につきましましては、当然、安全・安心を確保して地元の理解を得ることは大前提ですけれども、一定の見込みのもとに稼働を仮定しているということでございます。この中で、福島第一の5、6号機、あるいは福島第二につきましましては、稼働時期が未定となっているということでございます。

11ページでありますけれども、原子力発電所は停止中でありまして、減価償却に加えまして、事実として諸経費は発生してございます。例えば、減価償却費はここに書いたとおりでございますけれども、それ以外に人件費、これは状態の監視をしますとか、あるいは放射線の測定をしま

すとか、そういった働く方の人件費、それから、安定維持のための設備の修繕費でありますとか、点検・修理に関する費用である修繕費、それから当然、施設ですので、下のほうに固定資産税、あるいは過去に発電した分を回収しているバックエンド費用、こうしたものはかかっているわけでございます。他方で、下の網かけにありますけれども、燃料費でありますとか、稼働に応じて回収するバックエンド費用、こうしたものはかかってこないということでもあります。

審査要領でございますけれども、12ページであります。設備につきましては、必要不可欠なものに限定していくという趣旨で、例えば長期停止発電設備については、原価算定期間内の緊急時の即時対応性を有することとか、改良工事中などの将来の稼働の確実性を踏まえてレートベースに算入すると。あるいは、電力会社間の同種設備と比較して、正当な理由なく低くなっているかどうかと、そうしたものは除外するということが書いてございます。それから、新しい設備に関するものでありますけれども、減価償却につきましては、これは例えば入札を行うことによりまして効率化の努力を反映していくということも書かれてございます。それから、一番下のほうでありますけれども、有識者会議の報告におきましては、基本的にはレートベースに入れるかどうかということ、それから減価償却の営業費用、これは同じ資産をもとにしていますので、基本的には同じ扱いをしていく。つまり、どちらか認めないのであれば原価算入は片方のほうも認められないというふうに考えられるということを提言いただいております。

13ページ、15ページは、これまでのご指摘であります。稼働率の低い原発の償却費をなぜコストに入れるのかといったご指摘をいただいております。

15ページ、論点の例でございますけれども、まず、アとしましては、新たに投資される設備につきましては入札等、どのような効率化努力が行われているか。

それから、イでありますけれども、長期停止発電設備につきましては、どういったものがレートベースから除外されているか、されていないか。

それから、ウですけれども、レートベースに含まれるものとして、例えば先行投資とか、あるいは使っていない設備とか、あるいは多大な福利厚生施設とか、そうしたものが入っていないということにちゃんとなっているかどうか。それから、加工中燃料につきましても、核燃料につきましても、先ほどのとおり原子力の稼働状況が低くなるということを踏まえまして、どのように考えるかと。それから再処理関係で、前払金という形で日本原電に払われているお金はありますけれども、これをレートベースとして考えるのに、どう考えていったらいいかと。そうしたことが論点例としてあろうかと思えます。

それから、先ほどの原子力の、今回の原価算定期間中に稼働が見込まれないというものにつきまして、福島の5、6及び第二発電所の関係、それから東通の1号機、これは建設中であります

けれども、事実上、建設はストップしていると、これについての建設仮勘定に入っている資産の扱い。それから、柏崎刈羽でございますけれども、基本的には全部、先ほどのとおり動く見通しを書いてございましたけれども、2号機につきましては原価算定期間内は動かないといった問題。それから、同発電所の原子力の理解のためのPR施設、これについての固定資産の扱い。それから、これらすべてにかかわりますけれども、関連する償却費、あるいは改良工事の費用、こうしたものを今回どう考えるかというのは一つの大きな論点かと思えます。

それから特定投資、これにつきましても前回の申請に比較しますと大きくふえているわけでありまして、個別にどういった投資について必要なものと認めるかということがご議論としてあろうかと思えます。

続きまして、資料の8、スマートメーターの関係でございます。

これもこれまで何度かご議論いただいておりますけれども、1ページ目、まず簡単に、スマートメーターとは何かということでございまして、いわゆる従来の機械式メーター、これはずっと累積で一月間なりなんなりをはかった電気の使用量を計測するものですが、スマートメーターは、電力会社・需要家の間で双方向に通信機能を備えていまして、例えば30分ごとに電気の使用量をきちんとはかって、それをデータで飛ばすということが出来るものと定義しております。需給の観点からも非常にそういう意味では役に立つということでございまして、エネルギー基本計画でもともと「2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家」とありましたけれども、震災後、それを前倒ししまして、5年以内に総需要の8割ということエネルギー・環境会議で目標として書かれております。

そのため、2ページですけれども、例えばインターフェースの標準化といったことを、官民一体となってやっているところでございます。

3ページでございますけれども、今回の原価にどういう形でスマートメーターの関連費用が入っているかということですが、スマートメーターそのものの費用、これにつきましては修繕費という形で入ってまして、前回単価が3万円ということで、高いんじゃないかということもありますけれども、そうしたことも反映しまして年130億円の増になってございます。それから、それ以外に、先ほどのデータを電力会社のサーバなりに飛ばすための通信設備、あるいはシステム開発の費用、こうしたものも年87億円といった形で、いろいろちょっと、さまざま項目にまたがっておりますけれども、計上されているということでございます。

これにつきましては、4ページのほうで、これまで専門委員会でも、外国のメーターの調達費用と比べまして、その費用がどうなのかといった問題でありますとか、先ほどの通信につきましても、仕様を標準化していく関係でどうなのかといったことがご議論になってございます。

5ページにも、公聴会あるいは国民の声、それから国会議員の関係の方々からも、以下のようなさまざまなご議論をいただいているところでございます。

6ページに、検討に当たっての論点を示しておりますけれども、まず、原価算定期間あるいはその後を含めて、スマートメーターの導入が電気料金全体にどのようなコスト削減効果があるのかと、それをどれだけ見込んでいるのかということが当然、投資決定に当たっての判断の材料になるかと思えます。例えば、委託検針費、人件費等の削減効果でありますとか、あるいは、ピーク需要が値段に応じて、例えばピークであれば値段は高くとか、ピークじゃないときは安くとかできますので、そういう意味で設備が要らなくなると、需要はちゃんと管理されるとすれば要らなくなる、そういう効果もあろうかと思えます。それから、ご議論ありましたように、スマートメーターの単価が、3万円、1.6万円、1.2万円、これ、高いのじゃないかと、その妥当性。さらには、システム関連費とか、先ほどの光ファイバーの費用、こうした関連費用の見込みと、それから、その発注方法を含めて、その妥当性。さらには、これ、東電さんからもご説明あると思えますけれども、現在、原子力損害賠償支援機構と東電におきまして、この仕様について提案公募を行っておられます。したがって、それを踏まえまして、場合によってはスケジュールなり、あるいはそのスペック、仕様が変わってくれば、費用としてまた変わってくるということがあんじゃないかということでございますので、その状況を確認したいというふうに思っております。

最後に、資料の9でございます。その他費用、控除収益でございます。

その他経費ということで、まさに非常に多様な項目がございまして、1ページの算定規則上は第3条の2、3号に書いています。

ちょっと目がちらちらするので、2ページのほうの表をごらんいただきますと、廃棄物処理費から始まりまして、消耗品費でありますとか、あるいは委託費でありますとか、普及開発費、いわゆる広告宣伝になります普及開発であるとか、研究費、諸費、そのようなものが入っております。他方で、控除収益でございますけれども、これはむしろ収入のほうでございます。託送で、新電力に対して電力線を使わせることによりまして得た収益でありますとか、それから、よくあります電柱に広告を載つけることで得た収入でありますとか、そうしたものを、収入に入りますので、先ほどの電気の原価からは控除をすると、差引くということになってございます。

詳しい中身、またこれは東電さんからご説明あるかと思えますので、3ページ以降、具体的な項目の中身が書いてございますけれども、詳細は省かせていただきます。

5ページに、審査要領でございますけれども、これは有識者会議で大変議論になった項目であ

りまして、1つ目の○の1、2、3、4と書いていますけれども、普及開発関係費、これは広告費になりますけれども、もう極めて限定的なものに原価の算入は限定すると、オール電化関連といったような販売関連の費用は認めないといったことが書かれております。寄付金につきましても、これは原則としては原価への算入は認めないと、合理的な理由がある場合にのみ、きちんと公表することを前提に算入を認めると、先ほど公表の議論はありましたけれども、これは明確にそういうことを書いてございます。団体費も同様。研究費につきましては、個別の中身が確認できない場合には原価算入できないといったことも規定されてございます。

この委員会におきましても既に、委託費、賃借料の設定の水準についてのご議論でありますとか、先ほどの具体的な中身の支出内容がどうなっているかという詳細について、明らかにしないと判断できないといったご議論を多々いただいております。

8ページの査定方針策定に当たっての論点でありますけれども、これにつきましてはさまざまな項目でございます。基本的には、他社に発注をしてかかってくる費用が多うございますので、これも入札等を含めて、効率化努力をどのように織り込んでいるかと。特にご議論がありました関係会社間の取引を含めて、どのようなことが行われているかということを確認する必要があるかと思っております。それから、広告宣伝費、寄付金、団体費、これは、一部入っているものもあれば、今回入っていないものもございまして、これにつきましては、この妥当性についてきちんと説明いただき、それについてどのように考えるかということを検討していきたいということでございます。研究費につきましても、審査基準でも明確に一定比率のものではなくて、個別に査定、審査ができなければ認めないとなっておりますので、それについても確認していくということかと思っております。

私からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から論点の提示がありました。毎度のことでございますけれども、委員各位におかれましては、これにとらわれずに、新たな論点を提起していただいてももちろん結構でございます。

それでは、以上の点につきまして、東京電力さんからご説明をお願いしたいと思います。20分程度でお願いできますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務

資料10のほうでございます。まず、設備投資関連費用についてですが、この中身として、目次のところにありますように、設備投資から固定資産除却費まで、4項目からなっております。

この順で、最後に5番目として有識者会議の提言事項関連を述べます。

3コマ目をあけていただきたいと思います。今後必要となる設備投資額を記載しております。電源設備の投資額については、原子力発電所の津波対策とか耐震対策、それから緊急設置電源、こういったものによりまして、前回改定で1,700億円ほど増加してございます。表でいきますと、下から4行目に記載してございます。一方、流通設備の投資額ですが、前回改定とおおむね同水準となっております。

コマを飛ばしまして、5コマ目には、これは使用開始となる主要な電源設備を記載しております。また飛ばしまして、7コマ目には同じく流通設備の件名を一覧にしてございます。

8コマ目をごらんください。これが設備投資における経営効率化の織り込みについてでございます。需要抑制方策や火力電源の他社電源化、流通設備計画の見直しなどによりまして、10カ年で9,349億円の削減を見込んでおりまして、今回の料金改定にも反映してございます。

12コマ目をごらんいただけますでしょうか。これらの新規設備を踏まえましたレートベースについて説明いたします。12コマ目でございます。レートベースは、今お話にありましたように、会社が保有する資産のうちの真実かつ有効な資産価値を特定したものであるということで、電気事業に直接関係ない資産については除外してございます。今回、緊急設置電源等の新規施設建設による増加要因はありますが、減価償却の進行に伴いまして帳簿価格の減少、それから福島第一、第二を不算入としたことなどによりまして、レートベースは前回に比べて6,825億円削減してございます。

13、14は用語の説明でございますので飛ばしまして、15コマ目をごらんください。レートベースのうちの8割弱を占める特定固定資産です。特定固定資産、これは電気事業固定資産の平均帳簿価格でございますが、償却進行に伴います簿価の減少、それから福島第一、第二を不算入としたことによりまして、前回に比べて1兆915億円削減してございます。なお、有識者会議の提言などを踏まえて、長期計画停止火力につきましても原価に算入してございません。結果として、事業報酬、330億円ほどの減少となります。

続いて、16コマ目をごらんください。建設中の資産でございます。建設中の資産、これは供給力確保のための緊急設置電源にかかわる投資とか、原子力発電所における防潮堤などの津波対策、耐震対策の影響によりまして、前回に比べまして1,272億円ほど増加しております。事業報酬でいきますと、40億円ほどの増加となります。

17コマ目、核燃料資産でございます。まず、核燃料資産全体額ですが、日本原燃への前払金残高が減少したことなどから、前回に比べましてレートベースで1,990億円、事業報酬で60億円ほど削減となる見込みでございます。

18コマ目をごらんください。これは核燃料資産の全体ですが、言うまでもなく、破線の枠で囲

った範囲の装荷以前及び装荷中の、いわゆるフロントエンドの核燃料資産と、点線の枠で囲ったバックエンドの核燃料資産の2つで構成されております。

下の19コマ目なのですが、特に原子炉に装荷中の燃料につきましては、今回、柏崎刈羽の分のみ算入しております、福島第一、第二の分は算入してございません。

20コマ目をごらんください。原価算定期間中の原子燃料の資産の取得分と減少分の一覧でございます。

こんな状況になってございますが、それに関連しまして、21コマ目、下のコマですが、ウラン精鉱については、今般の福島の事故を受けまして、過剰在庫となることを避けるために、契約先と交渉しまして、24年、25年の引き取りの大部分を繰り延べ、3年間で470億円の投資を削減しております、さらなる削減、既存資産の活用についても検討してございます。また、精鉱から加工までにつきましても、複数の事業者に対して競争原理を図らせた調達方法を活用してまいりました。

22コマ目をごらんください。このような価格低減への取り組みの結果としまして、▲で示したウラン価格、これが上昇する中にあっても、棒グラフで示しました原子燃料の調達コストを低減しまして、平成5年と比較しますと40%、単価を引き下げでございます。

23コマ目をごらんください。核燃料資産の最後に、日本原燃の前払金についてご説明いたします。日本原燃で行う再処理事業は巨大な設備を扱うということで、施設の建設に当たりまして多額の資金が必要でございます。これの資金、電力会社による再処理料金の支払い開始される前に、建設工事の段階で必要となりますので、出資とか金融機関からの借り入れとあわせて、再処理料金の前払いということを行うこととしたものでございます。前払金の総額が4,250億円でありまして、既に支払いは完了してございます。支払った前払金は、再処理工場のアクティブ試験開始以降、再処理料金と相殺する形で当社に返済されてきておりまして、24年からの3年間の平均残高は2,100億円程度に減少しております。

24コマ目から29まではサイクルの説明ですので飛ばしまして、30コマ目をごらんください。特定投資でございます。特定投資とは、長期投資のうちの電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効な投資ということでございまして、22年度における日本原燃の増資引き受けやウラン鉱山プロジェクトへの出資などによりまして、前回改定に比べまして1,750億円増加してございます。

1つ飛ばしまして、32コマ目をごらんいただきたいと思っております。これが、次が運転資本でございます。運転資本は、先ほどありましたように、営業費用の1.5カ月分だとか、火力燃料貯蔵関係の1.5カ月分といったようなものになりますが、いずれも燃料、火力燃料費の増加に伴いまして、前回改定に比べまして600億円程度ずつ増加しております。

33コマ目、これはレートベースに算入しなかった項目の内訳を整理してございます。今回の料金改定では、長期計画停止火力、福島第一、第二原子力発電所、売却予定資産などについて、レートベースでは3,700億円程度、事業報酬に換算しまして110億円程度、原価不算入としてございます。

以上でレートベースの説明を終了しまして、続きまして、35コマ目の減価償却費をごらんいただきたいと思っております。これは増加要因、建設しておりますので増加要因ありますが、償却進行が影響しております、前回改定より719億円削減してございます。

続いて飛びまして、39コマ目をごらんいただけますでしょうか。これは、原価不算入の中身の長期計画停止火力にかかわるものでございます。減価償却について、原価に含んでおりませんが、その内容を示してございます。影響額でいきますと、年平均で10億円程度ということになります。

続きまして、41コマ目をごらんください。固定資産除却費につきましてご説明いたします。この41コマ目の表には、今回原価に織り込みました固定資産除却費の総額及び前回改定との差異を記載してございます。固定資産除却費というのは、帳簿価額と処分見込価額の差異である除却損、それから、撤去・解体に伴う除却費用と、この2つに区分されます。除却に関する工事は、発電所のリプレース、経年劣化が進んだネットワーク設備の取りかえ、これに伴い必要となりますが、競争的発注方法の導入とかで、合理化施策を反映している次第でございます。他方、下の右枠のところにありますように、緊急設置電源の貸与期間満了に伴う除却工事の発生、それから、ネットワーク部門の経年劣化設備の更新・撤去の増加で、前回改定に比べまして190億円程度増加する見込みでございます。

42コマ目には、増加の主な要因であります緊急設置電源の除却について整理いたしてございます。

続きまして、45コマ目でございますが、これは有識者会議の提言事項の関連ということで、この項目にありますように、福島第一の5、6号と福島第二の設備の減価償却費やレートベースの扱いについてでございます。

早速、46コマ目をごらんください。これが上の枠内ですけれども、先ほども片岡課長からありましたけれども、有識者会議の報告におきまして、長期停止発電設備については、緊急時の即時対応性や改良工事などの将来の稼働の確実性などを踏まえ、レートベースに算入することが適当とされ、なお、他の電力会社の設備と比較して正当な理由なく著しく低い稼働となっている場合には、レートベースには算入すべきでないとされたところでございます。このような提言を踏まえて、今回、原子力につきましては、真ん中の表にございますように、福島第一の5、6号と福島第二の営業費、それから柏崎刈羽全号機のレートベース及び営業費、建設中の東通のレー

トベースの半額を原価に算入してございます。

このうち、福島第一5、6号機と福島第二につきましては重要な論点でございますが、時間も限られておりますので、要点を申し上げます。福島原発につきましては、廃炉とする1から4号機は当然レートベースには算入をいたしません。福島第一の5、6号機と福島第二につきましては、引き続き電気事業固定資産でありまして、減価償却費を毎年計上しております。私どもとしましては、この福島第一5、6号機と福島第二の減価償却費につきまして、原価への算入をお認めいただきたいと考えている次第でございます。その理由のまず1番目は、設備の状況としては、原状復帰ができないほどの重要な損傷があるということでは、そういう重要な損傷が認められない、認められていないということ。2番目には、法的にも復旧のためのさまざまな工事を行わなくてはならない状況にあること。3番目には、企業会計の扱いと整合を図る必要があること。これらの3つの理由を踏まえまして、私どもとしましては、減価償却費の原価算入は、有識者会議の提言に照らしましても整合的と考える次第でございます。

以上の理論につきまして、47コマ目以降、ご説明いたしますが、まず、47コマ目と48コマ目では、福島第一5、6号機と福島第二の概要を示しております。説明は割愛させていただきます。

49コマ目に、前々回の委員会でもご説明しました、福島第一、第二の法的な位置づけを整理してございます。福島第一と第二では根拠条文は異なりますが、原災法及び炉規制法に基づきまして安全確保のための諸対策を義務づけられてございます。福島第二では、昨年末に緊急事態の解除が宣言され原災法27条の事後対策へ移行しまして、復旧計画にのっとり確実に仮設備の本設備化を進めてございます。福島第一5、6のほうは、原災法26条の緊急事態応急対策の適用下にあるという点で福島第二とは異なりますが、第二同様、仮設備を本設備にするなど、原子炉の冷温停止維持に向けた信頼性向上対策について計画を策定し実施してございます。

50コマ目から54コマ目は設備の状況でございます。福島第一5、6号機、第二とも、主要設備の損傷は認められておりません。原状復帰が困難というほどのダメージではございません。

55コマ目と56コマ目には、今後計画している復旧・改良工事について記載してございます。これは、炉規制法及び国のご指示に基づきます津波対策、耐震対策などの改良工事を、3年平均で632億円計画しているということでございます。

以上が設備の状況になります。

続きまして、企業会計上の扱いにつきまして、57コマ目でご説明したいと思います。福島第一5、6号と福島第二の既存設備と改良工事費にかかわる減価償却、これは会計上、他の電気事業固定資産と同様に経常費用に整理しておりまして、また、冷温停止維持に必要な人件費・修繕費等の運転維持費についても、会計上、経常費用に整理しております。他方、震災により被災しま

した設備の復旧工事にかかわる費用は、平成23年度以降に復旧工事を実施する将来分も含め、震災直後の22年度決算において特別損失に一括計上済みでございます。なお、こうした会計上の扱いと今回の料金原価上の扱いは下の表のとおりでございます。整合がとれているということでございます。

1つ飛びまして、59コマ目をごらんください。今回の福島第一の5、6号機、第二にかかわる原価織込額をお示ししてございます。減価償却費414億円のほか、人件費・修繕費などの冷温停止維持にかかわる運営維持費が486億円、織り込んでおります。

1つ飛ばしまして、61コマ目をごらんください。福島第一5、6号機及び福島第二の今後の扱いにつきましては未定とさせていただいておりますが、他方で、主要設備の損傷は認めていないこと、法律上の義務に基づく安全確保のための改良工事の途上にあることを踏まえましても、低稼働であることにつきまして正当な理由を有するのではないかと考える次第でございます。これに加えまして、復旧工事にかかわる費用は特別損失として計上済みでありまして、これらは原価に算入していないことや、企業会計上の既存の簿価や改良投資額につきましては、現状、既に経常費用として整理している企業会計上の扱いを踏まえましても、減価償却費の申請原価への算入をお認めいただきたいと考えているところでございます。

62コマ目には、柏崎刈羽2号機と東通の扱いについて説明させていただきます。

柏崎刈羽2号機は、今回の原価算定期間中にはたまたま稼働しない仮定を置いておりますが、安全と地元の皆様のご理解を大前提としつつ、復旧工事や国の指示に基づく耐震強化工事を進めておりまして、有識者会議のレートベース不算入の要件には該当しないと考えております。

また、東通原子力発電所は、東日本大震災を受けまして工事を中断しておりますが、そもそも建設中の資産はレートベースでは2分の1のみ算入する規定となっております。これは建設中資産の将来の稼働の確実性などを踏まえ、そのような扱いになっていると解釈してございます。したがって、規定どおり2分の1をレートベースに算入しております。

引き続きまして、スマートメーターにつきましてご説明させていただきたいと思っております。

1コマ目をごらんください。最初の●、スマートメーターの導入について、5年で総需要の8割をスマートメーター化と目指して目標を設定していますが、2つ目の●にありますように、導入による効果としましては、メニューの選択や見える化、それから検針コストの引き下げ等、記載のとおりでございます。3つ目の●、スケジュールについては、平成26年度よりメーターの法定取りかえのタイミングに合わせまして本格的な導入を開始しまして、35年までに全戸対象に2,700万台の配備を実現いたします。4つ目の●、現在、仕様の最適化、新規参入の中長期のコスト削減を追求するために、計器部分、通信部分、メータリングシステム全体の考えについて、

幅広く意見公募、RFCをいたしました。今後、意見を踏まえまして、仕様を見直していく予定でございます。

続いて、3コマ目をごらんください。スマートメーターのネットワーク構築については、図の右上のところと右下に記載のように、配電自動化とネットワークと共有することで、将来的なスマートグリッド実現に向けた効率的な設備形成の実現を目指すこととなりますが、今回の原価範囲は、スマートメーター導入にかかわる計器、通信設備開発、システム開発に係る費用と投資部分に限定してご説明させていただきます。

4コマ目をごらんください。これは、導入にかかわる投資費用でございますが、平成24年度からの10カ年の総合特別事業計画におきましては、2,962億円の費用と841億円の投資を計上してございます。費用の中では、スマートメーター設置にかかわる修繕費が2,057億円と、約7割を占めてございます。

続いて、下の5コマ目をごらんください。費用対効果についてご説明いたします。この棒グラフと折れ線グラフの年度展開表をごらんください。スマートメーター展開開始当初は費用が効果を上回るものの、展開進捗とともに、検針業務、出向作業削減等の合理化効果、並びにデマンドレスポンス等による設備投資抑制効果が増加してまいります。

続いて、6コマ目の費用対効果の内訳のほうについてご説明いたします。

スマートメーターの費用としましては、工費、検定費ほかを含むスマートメーター単価と、それから従来型計器単価との差、及び新型計器についてはアンペアブレーカー機能を代替しておりますので、その削減効果により算出してございます。通信設備の費用としては、通信ネットワークの構築、保守費用及び携帯電話費用などを計上してございます。システム開発・リース費用としては、システム開発の委託及びシステム設備・保守にかかわる費用と保守作業用端末の費用を計上してございます。

一方、効果の内訳としては、大きく、合理化効果とデマンドレスポンス効果に分類できます。合理化効果の内訳については、従来の電子式計器が新型計器に置きかわることにより計器費用を抑制できますので、その効果として25億円、検針関連費用として194億円、検針ハンディターミナルなどの機器費等で38億円、合計257億円の効果を見込んでおります。デマンドレスポンス効果としては、こちらは平成33年度時点を想定していますが、高圧で31万キロワット、低圧で65万キロワットの需要抑制効果を見込んでおります。

7コマ目をごらんください。これは費用の内訳を示してございますが、従来型計器——これは機械式・電子式ですが——からの増分費用として、修繕費で年平均130億円を見込んでおります。また、修繕費以外では、通信設備の投資にかかわる減価償却費などなど、年平均87億円を原

価に織り込んでおります。

続いて、飛びまして、9コマ目をごらんください。スマートメーターのコストダウン施策についてご説明いたします。スマートメーターの単価低減方策については、海外のスマートメーターの価格から電子式計器の購入実績から、本格展開年度の中央年度であります平成30年には、通信ユニットを含め約1万円を達成することを目標とすることといたしました。この目標達成に向け、現在実施しているRFCによる仕様の見直し、海外も含めた算入サプライヤーの拡大、また、複数年契約など発注方法の工夫などを実施してまいります。原価算定期間の平成24年から26年では、平均16億円程度の削減を織り込んでございます。

10コマ目、11コマ目は、メーターごとの購入実績と単価の実績をまとめてございます。スマートメーターの原価に織り込んだ額の算定根拠となるということで記載してございます。

12コマ目をごらんいただけますでしょうか。通信関係のほうでございますが、通信関係の、スマートメーターの通信に求められる要件についてです。スマートメーターに求められる遠隔自動検針、それから遠隔開閉、計測データの収集・発信等の機能を実現するために、表の中央にありますような品質・セキュリティなどの各要件が求められます。記載のとおりでございます。また、現在実施しているRFCの中でお寄せいただいたご意見をもとに検討してまいります。

13コマ目をごらんください。これは、当社が検討してきたスマートメーター通信ネットワークシステムの構成についてでございますが、中央のイメージのようになります。右側の各ご家庭に設置したスマートメーターで計測されたデータが電柱上の集約装置で数百件程度の情報を集約しまして、これが収集したデータで、ここで集約したデータが主に配電用変電所に設置する光伝送装置と既存の社内通信網を経由してサーバまで伝送します。スマートメーター関連通信設備は投資となりますが、24年度から33年までの10年合計では約680億円になります。

以上がスマートメーターでございます。

最後に、その他経費ということでございます。資料12でございます。

1コマ目をごらんください。全体額の一覧を示してございます。先ほど課長から説明があったとおりでございますが、表には総合特別事業計画に掲げた合理化策を反映してございまして、加えて、広告宣伝費・寄付金・団体費などの提言のあった項目につきまして原価からカットなど、個別に反映してございます。特殊要因のところのBといたしまして、原子力損害賠償にかかわる一般負担金、それから賠償対応費用、安定化維持費用、緊急設置電源などの要素がありまして、トータルでは増加となっておりますが、その特殊要因を除きますと、右の表の最後のところの、前回改定に比べまして600億円程度の減少となっております。

2コマ目と3コマ目をごらんください。これは、諸経費に含まれる各費用の概要を示してござ

います。有識者会議報告で提言のありました項目としては、いわゆる広告宣伝となる普及開発費とか、電中研への分担金が含まれる研究費、寄付金・団体費が含まれる諸費が該当しますが、原価として認めることが適当でないと言われた費用については除いた上で、必要な費用のみ料金原価の対象としております。後ほど個別にご説明いたします。

4 コマ目をごらんください。各費目の算定方法について記載してございます。大宗を、件名を積み上げて想定してございます。ただし、例えば電柱等の設置に要する土地の使用料など、これは積み上げによる合理的な予測が困難な費用となりまして、表のように一部一括分として、過去の実績などに基きまして想定してございます。今回の申請に当たっては、個別査定の対象となる件名分の範囲を拡大してございます。

下の5コマ目ですが、まず、広告宣伝費である普及開発関連費ですが、メディア等におけるイメージ広告とか、PR館などにおける販売促進活動、及びオール電化関連の広告宣伝費等については、今回原価に算入しておりません。なお、福島第一原子力発電所の作業状況報告とか、節電・省エネ推進に関するパンフレット作成、公的な目的から行なう情報提供につきましては、優先度の高い費用であるということで料金原価に算入してございます。

次、めくって6コマ目をごらんいただけますでしょうか。次の項目は寄付金でございますが、これは今回原価に算入してございません。また、事業団体費につきましてですが、これは有識者会議で、合理的な理由がある場合には支出内容を公表することを条件に原価算入を認めることが適当と整理されておりまして、海外電力調査会以下の4団体については、今回原価に算入してございます。なお、交際費等については、従来同様、原価不算入としてございます。

7コマ目をごらんください。今の事業団体費につきまして、今回原価の対象として織り込んだ団体の概要を記載してございます。年間負担額2億円ということで記載してございます。海外電力調査会以下、原価算入の理由と額が今記載されているとおりでございますが、各事業団体への拠出金の使途の内訳につきましては、事業計画書、事業報告書及び決算資料などにより、事業内容に必要な支出を行っているか、適宜確認しているところでございます。

8コマ目をごらんください。研究費につきまして、これは、当社にて実施する自社研究費用と研究機関への分担金が含まれることとなりますが、分担金につきましては、販売電力収入に対して一定の比率で決まる負担金額をそのまま料金原価に算入するということは行わず、自社研究と同様、研究内容を精査の上、電気事業の健全な運営に必要な研究にかかわる費用に絞り込んだ上で原価に算入してございます。

9コマ目をごらんいただきますと、電中研の分担金についてでございます。一件一件の研究を精査した上で料金算入の可否を判断しまして、電化促進にかかわる研究や経営全般にかかわる調

査研究などを原価からカットし、需給運用や経年劣化対策などの供給信頼度向上に資するものとか、設備技術高度化などのコスト削減に資するもの、CO₂削減対策などの環境改善に資するものなど、テーマを厳選して原価に算入してございます。

10コマ目には、電力中央研究所の概要とか管理費の配分について記載してございます。

なお、ご指摘のありました社会経済研究所の研究のうち、環境性とエネルギーセキュリティを考慮した最適電源構成の分析、電力の安定供給を確保するための3E調和のシナリオ、政策分析、電気事業のエネルギー技術導入や開発に資するためのエネルギー技術評価など、電気事業をエネルギーシステムととらえた技術的研究を中心に原価に算入してございます。

11コマ目をごらんください。その他経費全体としての合理化額の反映につきまして、競争的発注方法を導入したと想定されるレベルまでのコスト削減や、関係会社のコスト構造改革にまで踏み込んだ合理化など、特別総合事業計画に掲げました合理化策を反映してございます。

12コマ目以降は、今回新たに料金原価の項目となりました、先ほど話題になりました原子力損害賠償支援機構一般負担金を初めとしまして、金額の大きいものについて、前回との差異要因を記載してございます。

そのうち、13コマ目の消耗品のところですが、下の表の中の上から3行目に図書費がございしますが、必要不可欠なもののみ購入するという考え方で、震災以前の半分程度の水準を申請原価に織り込んでございます

14コマ目は賃借料でございます。新規物件及び契約更改物件の賃借料の決定に当たりまして、外部媒体を使った市場調査等を行いまして、賃料評価を行った上で地権者と建物所有者と、賃料水準が市場賃料を下回るよう、交渉を経て契約してございまして、当社の賃借料、市場並みあるいは下回る水準であると考えてございます。

委託費につきましては、随意契約であったとしましても、仮に競争的発注方法を導入したと仮定して、その場合に想定されるコスト削減額をあらかじめ反映してございます。

私からの説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご発言のある方はどうぞお願いいたします。

それじゃ、ちょっと私から1点伺いたいことがありますんですが、福島第一の5号機、6号機とそれから福島第二については、自主的にレートベースからカットされたというふうに表記されているんですが、これは頭の整理の問題でございしますが、東電さんとしては、法律に定めるとこ

ろのレートベースに含まれると認識しておられるのだが、あえて外されたというお考えであるのか、それとも、そもそもレートベースに含まれないというご認識であるのか、そのいずれでございましょうか。

○高津東京電力株式会社常務

本来のこの5、6号と2Fにつきましては、事業報酬、減価償却と同様に、本来は原価に算入すべきものと考えてございますが、全額お願いしたいところではあるんですけども、今回原価から控除しましたのは、今後10年間の扱いが未定であるということが一つ。それに加えて、事業報酬は本来、借金の利息などの資本コストということだと思いますが、設備や事業に対する利益というような、そういうご理解が一般に広まっているのかなというようなところがございませう。そうしますと、この設備の利益を原価に算入しているとの、そういう誤解も招きかねないこともあるかなと。それと、私どもが今後の努力分としまして、やっぱり自主的に控除することが皆様のご理解をいただくには好ましいと考えたというようなことで、こういった幾つかの理由などから、そういう扱いにさせていただいたということでございます。

○安念委員長

ありがとうございました。本来はレートベースに含んでおかしくはないというご認識はおありだというふうに理解してよろしゅうございますか。

これはひとり言みたいなものだけど、レートベースに含まれる、広く言えば原価に含まれるというふうに認識すべきものについて、事業者の側で、いわば裁量的にカットするというのが、そもそも法律上許されているんだろうかなって、私、ちょっと実は疑問があるんです。つまり、法律の一つの解釈としては、原価として認識している以上は、それは経産大臣が認めるかどうかは別問題ですよ、申請者において費用であると認識しているものは必ず計上する義務があるというふうに解釈するのも一つの解釈ではないかなと前から思ったものですから。まあ、それは私がそう何となく思ったという、それだけの話です。

どうぞ、ほかに。松村先生どうぞ。その次に永田委員。

○松村委員

永田さんが先なのは……

○安念委員長

そうですね。じゃ、永田委員から。どうも失礼しました。

○永田委員

それで私も、今の安念先生からご質問あった、1Fの1～4、それから5、6、それから2F、ここの原価性について頭の整理させていただきながらご説明したいので、若干長くなりますけれ

ども、確認させていただきたいんです。一つは、このご説明の中で、企業会計との整合性というご説明ありましたけれども、これは前回も私、コメントさせていただきましたけれども、あくまでも原価性を認めるとか料金原価に入れるか入れないかというのは、能率的な経営のもとにおいて適正な原価かどうかという判断でございまして、経常費用だから料金原価に入れるという関係ではないと理解しております。そこが第1点でございます。

その上で、それでは、1Fの1から4及び5、6、それから2Fの、まず原価性、つまり料金原価に入れるかどうかの判断において、ツーステップで私は考えています。それから、他電力の未稼働の原子力設備との整合性と、そこを3つ目のポイントとして確認させていただきたいんですけれども、1つ目の、まず原価性の判定でございますけれども、基本的には、1Fの1から4については特損で落とされたということで、これについては最初から原価性がないというご判断だと思っておりますので、これは妥当な判断であろうと私自身もとらえております。それから、1Fの5、6、それから2Fについてですけれども、若干、私自身も現地の状況というのはわからないので、この資料を見る限りにおいては、5、6についてはあくまでも点検中でしたんですかね。定期点検中であつたと。

○安念委員長

5、6でしょう。

○永田委員

5、6は、はい。

○安念委員長

そうでしたよね。

○東京電力株式会社説明補助者②

そうです。

○永田委員

それで、2Fについては稼働はしていたけれども冷温停止状態になったということで、5、6、2Fについては、ある意味では冷温停止状態で、今後改良工事等を若干加えるのかどうか、ちょっと私もつぶさにわかりませんが、基本的には稼働できるような状況でもあると。ただ、当然、ストレステストとそれから地元の理解等がないと稼働はできないという状況であるけれども、設備の状況としては、ある意味では、1Fの1～4と、5、6、2Fは全く違う状況であるというふうに理解しております。

それで、もう一つのポイントとして、要は原価に入れるかどうかについては、正当な理由なく著しく低い稼働率であるかどうかというところでございますけれども、そのポイントについて、

一つは正当な理由があるかないかというところでございますけれども、それはやはり、1Fの1から4については、これは設備が物理的に停止状態でございますし、それから、取締役会決議で、いわゆる廃棄処理について決議されたということで、全くこれは稼働状況でなくて、稼働できない状況であると。一方で、1Fの5、6、2Fについては、ある意味では先ほど冷温停止状態で、今後、稼働できるような状況を保持しているという状況ではないかと思ひまして、その意味においては、著しく正当な理由ないわけではないと考えます。一定の、正当なのかどうかわかりませんが、相当の理由はあると考えます。そういう状態で1Fの5、6と2Fは安定維持されているということであるかと考えております。したがひまして、ある意味では、この1Fの1～4と5、6と2Fについては、会計上の取り扱いは違うんだらうというふうに考えております。したがひて、著しく低い稼働率についての理由については、一定の理由が後者においてはあると考えます。

それから、もう一つ重要なポイント、ここはちょっと私も、本料金の審議会と他電力の料金の審議とはまた別のものと理解はしておりますけれども、しかしながら、いわゆる著しく稼働率が低い原子力設備というのは他電力にも現存していると考えますが、それと1Fの5、6と2Fとのバランスをどうとるのかということでございます。

一つは、やはり他電力の原子力設備と施設と2F、例えば2Fだったら、基本的には多分同じ状態なんだろうと思われまふ。ただし、何が違うかと申しますと、要は、一つは東電の原子力設備であると、2F、1Fの5、6も。それから、福島県における原子力設備であると。この2つがあるからこそ、一つは、消費者の立場としては、なかなかそれを料金原価に入れることについては感情的に、もしくはその、ある意味では納得性がまだまだ得られないという状況じゃないかと思ひております。ここをどういうふう理解して、料金原価に関して考えるかということが非常に重要なポイントじゃないかと思ひています。そういう意味で言うと、両者においては、基本的には同じような状況であった場合は、例えば、他電力において料金原価の減価償却の中に入らないとなると、そことのバランスが非常に難しくなってくるので、これは切り離して議論はできなくなってしまうということがもう一つのポイントじゃないかと思ひております。

それと、例えば事業者側なのか、経済的観点から考えると、今回もそうでしょうけれども、供給計画等を前提とした設備投資というのが一つあるわけござひまして、今回の既に設備投資された部分、原子力についてもそうでしょうけれども、以前の供給計画等に基づいて投資の意思決定をされたと考えます。したがひまして、その経営の意思決定をして投資したものが回収できないということについてどうなるのでしょうか。これは端的に言うと、要は、その投資の回収の実現可能性が低くなる、もしくはリスクが大きくなることによって、投資の積極的な投資ができ

ない。また、原子力設備を自動安定維持するための、事業者等の責任を果たせるかどうか。ここも判断のポイントになるかと思っております。

最終的にはその点を、どういう影響があるかも含めて判断をしなくちゃいけないし、それから、資金の出し手の側の立場を考慮すべきです。要は、そういったリスクはあるけれども、資金の出し手側からすれば、先ほど安念委員長からもありましたけれども、私は、やはり資本コストというのはそういうものであって、リスクがあるけれども、資本家としてはリスクに対するリターンがあるから、つまりレートベースの前提があるから投資、出資をするわけです。それが無いものについて投資はできないと思っております、やはりレートベースとそれから営業費である減価償却費は一貫した取り扱いをしないと、非常に制度の安定と料金原価の基礎が不安定になると思います。ある意味では投資家の立場も含めて、長期的なレンジで考えていくべきじゃないかと思っております。

とりあえず以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

じゃ、松村先生。

○松村委員

他にもあったのですが、福島原発のレートベース参入と減価償却費の問題が焦点当たっているんで、この問題だけにさせていただきます。

まず、私はもともと、なぜこうなるのか、なぜレートベースには入れないのに減価償却費は原価に入るのか理解できていませんでした。しかし今日の東電の説明を聞いてよくわかりました。東京電力は、本来はレートベースにも入れるべきだという考えであるが、しかし、誤解を避けるために自主的にはカットする。本来はレートベースに入れるべきだと考えているから、当然減価償却費は入る。そういう整理だったのかということがようやくわかりました。

レートベースに入っていないということだったので、このレートベース云々の議論はこの委員会でする必要はないと思っていたのですが、そういう整理なら議論が必要です。これが本来レートベースに入れられるべきかどうかを議論しなければいけない。実際には今回の申請の料金原価の中に入っていないからいいじゃないか、実害ないからいいじゃないかといいかげんに済ませるはいけません。これは本来的にレートベースに入るべきものなのか、入れるべきものでないのかということをちゃんと議論すべきです。自主的にカットすることはいいと思います。しかし、これは自主的にカットしているというのではなく、本来的に入れられるべきものではないという結論になれば、減価償却も自然に入らないという整理になるはずですが、したがって、ここの議論は

重要です。その点で、永田委員がおっしゃった、本来一体じゃないかというのは、実にもっともだと思います。

私自身は、そもそもこれがレートベースに入るのはおかしいと思っていたので、なぜ減価償却が入るのか不思議に思っていた。もしそういう整理だとすれば、今後ちゃんと議論するということですが、私は、減価償却も入らないと考えるほうが自然だと考えています。

他の電力会社の資産と関連という点をご指摘になったのですが、これに関しては、柏崎刈羽のほうならまだ理解できますが、福島に関しては理解しかねます。原価算定期間にすべての機が動くかどうかと考えると、原価算定期間には間に合わない可能性がある機があるけれども、これはレートベースに入れるべきか、減価償却費を原価にに入れられないべきか。こういうたぐいの議論は、他の電力会社の原子力発電所と性格に近いような気がします。ここは整合性をとる必要があるというのはわかります。しかし福島第一の5、6号機や福島第二がそういう他の電力会社の原発と横並びで議論できるような性質のものなのでしょうか。柏崎刈羽の稼働計画は、あくまでも見込みであって、地元の理解が得られなければ稼働できないことはあり得るわけで、そういう意味では不確実性は抱えてはいる。他の電力会社の原子力発電所との見合いで、動く可能性はあるのだということをお主張するのであれば、それは一応納得しますが、福島第一の5、6が、この3年どころではなく、5年後、6年後、10年後に動くこと自体が、本当に合理的なのか。確率1でないと断言はできないというレベルの話なら、議論は収拾しません。確率1ではないなどと言いつせば、隕石が落ちてこない確率が1ではないから、と言う議論と同レベルで、あらゆることを見直す必要に迫られます。動かない確率が1ではない、動かないと絶対に断言できない、などという議論は、ためにする議論であって、原価に参入するという結論があって、無理矢理理屈を作っているようにしか見えません。私は合理的に考えれば、原価期間3年どころではなくて、もう3年期間をとって動く可能性はほとんどないと思います。そういうものと他の電力会社の原発を一緒にするのは、ためにする議論でおかしいと思います。原価算定期間に極端に稼働率の低い資産と考えるのが極めて自然だと思います。それから、正当な事由を、ここで書かれているような、あるいは永田委員が言われたような理由で、これを正当な事由と認めてしまうと、正当な事由のない不稼働資産など、私にはもう何一つ思い浮かびません。予想される稼働率がこれより低い発電所など、私には思いつきません。これがレートベースに入れるべき資産だとすれば、稼働率が低くてレートベースに入れるべきでない資産などありえるでしょうか。数ヶ月前に自ら議論したルールを骨抜きにする恥ずべき暴挙、もし学者がこんなことを言うなら、こういうのを曲学阿世というのだと思います。こんな理屈を正当な事由と言ってもいいのか。私は支持しかねます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

どうぞ、山内先生。

○山内委員

お二方、安念先生もおっしゃったことも含めて言うと、一つのポイントは、レートベースに入れることと、それから減価償却を原価に入れることの整合性。3人の方が一致されているのは、要するに、その整合は、両方とも入れるか入れないかと、こういうことだと思います。私もそういうふうに思います。

それで、そうすると松村さんが言ったみたいに、じゃ、この資産が、福島の5、6とそれから2Fが、レートベースに入れるべきか入れないのかと、こういう議論だと思って、今、松村さんはそれについてご意見を入れたということだと思います。

私の意見は、長期の不稼働という意味なんですけれども、例えば火力発電所があって、効率が悪くて、だんだんとほかと比べて相対的に不利になりました。それで稼働するのをやめましたとします。ある意味の経営判断でそういうことがあって、それに対して、これは減価償却が終わってなくても、資産として価値があるとしても、この理由のように、ある意味では長期的に不動だというような判断だと思うんですけれども、あるいは、そういうふうになったということだと思います。今回のこのケースについて見ると、これは、一つの見方ですけども、事故でそういうふうになりましたということですね。それで、さっき永田先生のおっしゃった最後のところで、意思決定して、これを使うということで資金調達をして、それで資金を集めて、その資金に対する資本コストを払う形で存在しているわけですね。そうすると、やっぱりその点も見ざるを得ないと思うんですね。これ、経営判断でやるのではないので、そここのところをどういうふうに見るかということは考慮すべきだと思うんですね。そうすると、長期的に不動だという考え方に対して、若干の観点の違いが出てくるんじゃないかというふうに思います。もしもそういうふうに見るんだとすると、ある意味ではこれをレートベースに入れて、その償却立てるとするのは一つの理屈になるのではないかというふうに思いますね。

○安念委員長

ありがとうございます。

どっちみちホット 이슈になるだろうと思っておりましたので、すべての方のご意見を承りたい。八田先生か秋池先生、どちら。じゃ、まず秋池委員から。○安念委員長

ありがとうございます。

どっちみちホット 이슈になるだろうと思っておりましたので、すべての方のご意見を承りたい。八田先生か秋池先生、どちら。じゃ、まず秋池委員から。

○秋池委員

私もほかの先生方と同様に、入れるのであれば両方入れるというのが筋だというふうに思います。結果的に事業者さんとしてそれを外すかどうかというのは、もちろんご判断はあろうかと思えますけれども、法の精神としてはそういったものだというふうに考えております。

それから、じゃ、両方入れる、両方入れないという場合に、この1Fの5、6、それから福島 の2Fについて、入れるかどうかということについては、私は、先ほどご説明いただきました有識者会議の報告の中身を見ますと、まず、改良工事中など、まだやっぱり手を加えて、今後動く可能性を念頭に置いた作業が行われているということ、それから、将来の稼働の可能性というのは全くないわけではないということ、あるいは、火力発電所を今フルにたいて電力を何とか使っているわけですが、不足する事態というのも、気象、気候の変動でありましたりとか、あるいは電源が脱落してしまうというようなことで、考えられないことがないとなったときに、緊急時に即時対応性はないんですけれども、対応していかなければならない可能性があるということを見ると、これは入れてもいいのではないかというふうに考えておるところです。

○安念委員長

ありがとうございます。

八田先生からも何か一言いただけませんか。

○八田委員

2点あります。第1点は、稼働する可能性が全くないのか、あるのかです。それが決まれば、レートベースと償却とは当然コンシステントに扱うべきだと思います。

それから、もう第2点は、ここだけじゃなくて全般にですけれども、一番最初に申し上げましたように、能率的な経営のもとでの原価かどうかということの判定の基準というのは、競争的な状況を仮定したときの費用と見合うかどうかということだろうと思います。したがって、原発事故のために修理しているような費用は外して、特別損失のほうに入るんだろうと思います。原発事故によって起きた費用は償却も含めて全部別に外すべきだろうと思います。

それから、最後に、投資家についてです。もし仮に、政治的な理由によって、少なくとも5、6は、実際問題として使えないだろうということになったら、投資家はそうなる可能性を考えておくべきだったと言えると思います。要するに、こういう事故が起きないように経営陣を監視をすべきだった。今回は知れば知るほど防災対策が手抜きだらけだったわけですから、投資家は、監視を全くしていなかったわけですね。

したがって、今回の料金の改定は、投資家に著しく不利になるようにして、投資家に責任をとってもらふ必要があると思います。同じようなことが他電力において繰り返されないよう、投資家がきちんとしたガバナンスをすることを促す必要があると思うんです。もし今回、投資家に責任を取らせる料金設定をしなければ、自己監視なしの安易な投資がまた繰り返されていく可能性が高くなってしまいます。

○安念委員長

ありがとうございました。

きょうはこれぐらいにしましょう。もう疲れちゃった。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

すみません。

○安念委員長

ああ、どうぞ、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

資料10の47コマ目で、今いろいろご説明を伺うと、福島第一の5、6と福島第二に関しては、10年間は見通しが立たないということでした。ちょっとこの間、政権がいろいろとらえ方を変えてはいますが、ひとまず40年で廃炉にするというのを言われていましたね。そうすると、福島第一は既に32年、31年、震災時点となっているわけですから、10年間動かないとなれば当然40年を超すということは、もう今の時点で廃炉の方向性になるのではないかというふうにとらえます。福島第二に関してもそれに近いものがある。将来、政権のほうで、40年じゃない、もうちょっと動かして、既に一部動かそうとしていますが、そういう傾向にあるなら、また変わるかもしれませんが、もうほとんど稼働の可能性がないものに対して、改めてどう判断するかということは考えていただきたいなと思っています。

○安念委員長

まあ、結局そこなのでしょうね。稼働するプロバビリティというのかな、蓋然性があるのかどうかということなのでしょうね。永田先生もおっしゃったように、確かに、少なくとも2Fについては壊れちゃったわけじゃないんだけど、じゃ、玄海や浜岡と同じですかと、あるいは泊と同じですかって、それはやっぱり違って、福島にあるでしょうというね。

結論は出ませんでした。いいんです、それで別に。きょうは、申しわけないんですけども、私も何かすっかり疲れちゃったので、また次回以降やりましょう。本来、きょうで個別原価については一通りおさらいしましたということになっていたんですが、まだこれも片づいていないし、スマメもあるし、その他諸費もあるしで、まだもう一回ぐらいは何かやりましょう。

そこで、今後の進め方なのですが、全体の会合でもう一回ぐらいはやらなきゃいけないと思うんですけども、個別の原価についてはさらに一層深掘りをしなければなりませんので、これはご相談ですが、例えば、私ども委員が二人一組といった形で、この組は、このペアはこの費目、このペアはこの費目といったように分担して、先ほどご議論のありました契約書の原本を含めて、できるだけ生のデータに直接当たって検討してはどうかという気がいたします。そうしませんと、いつまでも議論が推測のままぐるぐる回ってしまって収束をいたしません。そうしたらどうかと思っております。その上で、それぞれが検討した結果を本委員会に持ち寄り、委員会としての査定方針を作成していくと。その際に、生のデータについても、先ほど申し上げた非公開の事例に当たるものを除いて、極力公表する方向で検討するという形でお願いをできないかというふうに思っております。どの原価項目を分担するかについては、委員の専門分野を踏まえ、後ほど私のほうで案をつくって皆様にお伝えしたいと思います。私は別に専門分野がありませんので、私だけは逃れてもいいんじゃないかなという気はしないではないんですが、まあしかし、そうも言えないから、何かはやると。

日程につきましては、これは前回も私は断言をさせていただきましたが、いつまでに検討を終わらせてくださいとはだれからも言われておりません。言われていないし、言われても聞く耳はありませんので、いずれにせよ、言われておりません。必要なだけ詳細な審査をお願いし、ある程度審査にめどがついたものから本委員会で議論したいと思いますので、以上のような進め方、つまり、ペアをつくって各費目を分担していただくというやり方でよろしゅうございましょうか。よろしゅうございますか。

○八田委員

異議なし。

○安念委員長

ありがとうございます。それではもう、後ほど早速分担表を配らせていただいて、よろしくお願ひします。

また、先ほど冒頭に申し上げたところですが、各委員に詳細な検討を行っていただくのと並行いたしまして、地方も含む消費者団体から直接本委員会で意見を聞く場を設けたいと存じます。現時点で委員からいただいている日程を拝見いたしますと、来週の20日、再来週、28日が皆様のご都合がよさそうですが、来週、20日は事業報酬率や今回の残り、レートメイクの議論をすることにしたしまして、再来週の28日は消費者団体からのご意見を聞く会としたいと思います。

消費者団体につきましては、事務局から公募も行いますが、阿南、矢野、両事務局長、それから消費者庁の長谷川さんにも、消費者団体へのお声かけについて、まことにお手数でございます

が、ご協力をいただければと存じます。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

今、安念先生からお話があったとおりでありまして、一応、6月20日にきょうの残り、それから事業報酬、レートメイクをご議論させていただきたいと思います。それから、第7回になりますけれども、その次は28日ということで開催させていただきます。詳細な時間等につきましては追って経産省ホームページにご案内します。

それから、冒頭ありました国民の声でございますけれども、今いったん6月9日で締め切って、1,500件あったところでもありますけれども、今回こういうことで、消費者団体からご意見を聞く場を設けていただくということとあわせて、国民の声についても本日から再開したいと思います。今のお話で、28日に消費者団体からのご意見を聞く場を設けるということですので、その翌日、29日、一応金曜日ですので、29日まで募集を行いたいと思います。これも詳細につきましてはホームページでご案内いたします。

○安念委員長

では、どうも皆さん、長時間本当にありがとうございました。また次回以降もよろしくお願いいたします。すみません、全部終わらなかったです。申しわけない。

——了——